

平成28年第二回定例会

八 丈 町 議 会 会 議 録

平成28年 6月13日 開会

平成28年 6月13日 閉会

八 丈 町 議 会

平成28年第二回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月13日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
散会時刻の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	9
一般質問	10
山本忠志君	10
山下巧君	16
奥山幸子君	19
浅沼憲春君	26
沖山恵子君	29
岩崎由美君	34
菊池睦男君	36
常任委員会委員の選任について	50
議会運営委員会委員の選任について	50
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	55

承認第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
承認第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
承認第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
報告第 2 号の上程、説明、質疑	64
報告第 3 号の上程、説明、質疑	66
報告第 4 号の上程、説明、質疑	68
議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 48 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 49 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 50 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
承認第 13 号の上程、説明、採決	99
承認第 14 号の上程、説明、採決	99
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	100
閉議及び閉会の宣告	100
署名議員	103

八丈町告示第17号

平成28年第二回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年6月7日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 平成28年6月13日（月） 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

不応招議員（なし）

平成28年第二回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成28年6月13日（月曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 散会時刻の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 承認第 7号 専決処分事項の報告及び承認について（平成27年度八丈町一般会計補正予算）
- 第10 承認第 8号 専決処分事項の報告及び承認について（平成28年度八丈町一般会計補正予算）
- 第11 承認第 9号 専決処分事項の報告及び承認について（平成28年度八丈町一般会計補正予算）
- 第12 承認第10号 専決処分事項の報告及び承認について（平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算）
- 第13 承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町町税条例の一部を改正する条例）
- 第14 承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第15 報告第 2号 専決処分事項の報告について（未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟等について）
- 第16 報告第 3号 平成27年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第17 報告第 4号 平成27年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告について

- 第18 議案第46号 平成28年度八丈町一般会計補正予算
- 第19 議案第47号 八丈町における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する
条例
- 第20 議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第49号 平成28年度町営住宅整備事業中道団地E棟建築工事請負契約
- 第22 議案第50号 八丈町土地改良事業計画の策定について
- 第23 承認第13号 議員の派遣承認について（青ヶ島牛祭り）
- 第24 承認第14号 議員の派遣承認について（南大東村訪問）
- 第25 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	菊池正勝君
税務課長	佐藤真一君	主幹 (税務課)	川上明和君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	笹本重喜君
主幹 (福祉 健康課)	高野秀男君	課長補佐 (福祉 健康課)	田村久美君

建設課長	菊池良君	主幹 (建設課)	瀬筒国治君
課長補佐 (建設課)	八洲進君	産業観光 課長	浅沼清君
主幹 (産業兼 観光教育課)	笹本博仁君	企業課長	沖山昇君
教育課長	福田高峰君	會計課長	和田一宏君
代表委員 監査委員	浅沼孝彦君	企政 財企 係係 住民 医療 課長	塩野誠君
企政 財政 財主 産業 観光 産業 係長	沖山晃君		土方七重君
	大川和彦君		

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	主幹	高橋太志君
書記	岡野豊広君	書記	吉川元人君

○議長（土屋 博君） おはようございます。

会議に入る前に、本年度、新たに2名の方が管理職に就任いたしましたので、自席にて挨拶をお願いいたします。

建設課主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 4月1日より、建設課主幹を拝命いたしました瀬筒と申します。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 続いて、議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（高橋太志君） 今年度より、議会事務局主幹に任命されました。議会事務局は6年目となり、議会事務局在籍中に昇格できたことを光栄に思っております。立場は変わりましたが、今まで以上に町民のために努力を惜しまず邁進していきたいと考えております。今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋 博君） 議員の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋 博君） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第二回八丈町町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） ここで、ご報告申し上げます。

八丈町議会議員山口英治君には、去る5月11日、ご逝去されました。ここで謹んで哀悼の意を表します。

同僚議員、故山口英治君のみたまに対し、八丈町議会を代表いたしまして、奥山博文君より追悼の辞をささげます。

奥山博文君、ご登壇願います。

（10番 奥山博文君 登壇）

○10番（奥山博文君） それでは、哀悼の辞。

故山口英治議員を悼み、八丈町議会を代表し、謹んで哀悼の辞をささげます。

ご療養のかいもむなく、まことに突然の訃報に接し、私ども議員一同落胆哀愁この上な

く、まことに残念でなりません。

体調がすぐれない状態で、気持ちを奮い起こし、今年2月23日開催の議会運営委員会にご出席された君の雄姿が目には浮かびます。

後の議会活動は、体調の回復に至らずご欠席されましたが、この6月の定例議会には、持ち前の気力で病に打ち勝ち、必ずお元気なお姿にお目にかかれるものと信じておりまただけに、悲しみが募るばかりです。

君は、都立八丈高校卒業後、島外で園芸と酪農の経験を積み、昭和50年に郷土に帰島し、本格的に酪農に従事されました。

何事にも情熱を持ち取り組む姿勢が、高い技術の習得を導き、島の酪農産業の第一人者としてご活躍されました。

平成6年10月25日、八丈町議会議員に就任。2期目の平成10年には、総務文教委員会委員長に就任。これまで総務文教委員長を4年、経済企業委員長を7年半、また八丈町監査委員を4年間務められ、6期目、約21年半の長きにわたる議員人生で君が残した功績は、未来に躍進する八丈町発展の大きな礎となったと確信しております。

数年前にがんを発病いたしました。がんの摘出手術は大成功をおさめ、今期の町議会議員選挙においても、主治医の先生から、体調面で問題ないとお墨つきをいただいたと、喜んで選挙に挑んだ君の笑顔を忘れることができません。

本日空席となっている11番議席を見ますと、使命感と責任感が強く、昼夜を問わず、献身的に議員活動に当たられていた君が、志半ばにしてこの議場を去っていくことは、まことに無念であったことだろうと、ご心中をお察しいたします。

もう杯を酌み交わしながら政治談議に花を咲かせることはできないと思うとまことに残念ですが、君のご遺徳とご功績は長くたたえられることでありましょう。

ご生前のご尽力とご功績に敬意を表するとともに、議員一同、八丈町のさらなる発展に向け、渾身の力を振り絞り邁進することをお誓い申し上げ、ご冥福をお祈りする追悼の言葉とさせていただきます。

平成28年6月13日、八丈町議会議員、奥山博文。

○議長（土屋 博君） ここで、山口英治君のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

全員、起立願います。

（全員起立）

○議長（土屋 博君） 黙禱。

（全員黙禱）

○議長（土屋 博君） ありがとうございました。

黙禱を終わります。ご着席願います。

○議長（土屋 博君） 議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可しております。

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に5番、6番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より明日6月14日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、要望経過報告、議長報告及び議員派遣結果報告については、お手

元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、町長行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） それでは、3月からの行政報告を行います。

3月2日ですが、都議会議長の就任祝賀会に出席してございます。

3月6日、末吉郷友会の第50回の総会に出席しました。

3月9日、東京都介護保険審査会、これにつきましては、介護保険の徴収につきまして異議申し立てがございまして、その審査会に出席してございます。

3月16日、17日は、フリージアまつり表敬訪問ということで、東京都、また国のほうを訪問してございます。

3月18日には、木場さんを八丈町のスポーツ観光親善大使ということで、委嘱状の授与式を島嶼会館で行ってございます。

また、大井競馬場の八丈島特別レースがありまして、そのPRに出席してございます。

4月10日、自衛隊の関係ですが、練馬駐屯地創立65周年記念式典に出席してございます。

4月11日、都の農林水産部長、また日本医科大学の高野理事等のフリージア関係の表敬訪問を行ってございます。

4月12日、農村文明創生日本塾というのを、今度、各市町村のほうで創立するわけですが、その準備大会に出席してございます。

4月22日、火山防災協議会の関係で第1回目の伊豆諸島6火山防災協議会合同会議に出席してございます。

4月25日ですが、町村長会議、また三多摩島しょ公立病院の運営協議会に出席してございます。

4月26日ですが、特定有人国境離島法の成立に対するお礼を、国会議員の大体60名の方々にお礼の訪問をしてございます。

また、海区漁業調整委員会に出席しています。

5月1日ですが、道の駅「ファームス木島平」、道の駅がオープンして1周年ということで、木島平のほうを訪問しました。

5月8日ですが、八高卒業生への激励会、毎年、5月病といいますが、そういうことで高校生の卒業生を励ます会に出席してございます。

14日は、三根会の総会に出席しました。

17日は、町村長、また各議長との意見交換会に出席しております。

18日、要望活動、18、19、20日と東京都、また国関係、また東京電力等に予算要望の活動を行ってまいりました。

5月23日、全離島の関係ですが、正副会長会議、理事会、通常総会に、これは23、24日と佐渡のほうへ行って出席してございます。

また、25日は、国土審議会離島振興対策分科会に出席し、また午後からは東京都市町村自治調査会評議員会に出席しました。

26日には、市町村課長との個別町村長ヒアリング、これは毎年1回ございますけれども、町の課題等について市町村課長とのヒアリングを行ってございます。

27日は、漁港漁場協会理事会に出席し、28日、29日と島じまん、ことしも10万人以上の来場者があったということで、盛会裏に終了いたしました。

30日は、農業農村整備の集いに、土地改良連合会の関係ですが、出席してございます。

31日には、HATの取締役会、また町村会と公社の理事会等に出席してございます。

6月5日から6日、7日と小笠原、また父島、母島等を視察してまいりました。

以上です。

◎一般質問

○議長（土屋 博君） これより日程第6、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により、質問は3回までとし、質問時間は答弁を含め1時間以内で行うことといたします。

◇ 山 本 忠 志 君

○議長（土屋 博君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

5番、山本忠志君。

（5番 山本忠志君 登壇）

○5番（山本忠志君） おはようございます。

前回に続きまして、また今回も先陣を切ってトップバッターをやらせていただきます。3

点ほど大きく質問いたします。

まず1点目でございますが、2015年4月から地方教育行政法の改正によりまして、新しい教育委員会制度がスタートいたしました。

同法の改正によりまして、さまざまな変更が生じたわけでございます。例えば教育長の職務の幅が拡大するですとか、いろいろ変更があったわけでございますが、特に、首長が教育行政の大綱を定め、総合教育会議を設置して、重要な事項を協議・調整するというふうに定められておりまして、これにつきましては、八丈町民も大きな期待を寄せているところでございます。

そこで、2点ほどお伺いをいたします。

まず1点目は、この法改正に伴いまして、八丈町では、総合教育会議をこれまで何回開催されたのか。また、その会議の中身はどのような内容であったのかご説明いただきたいと思っております。

もう1点は、この総合教育会議、これから年に何回か行われるようになると思うんですけども、そのうち何回かは、年に1回ぐらいは、八丈町の町民ですとかPTAですとか、さまざまな主体の方にもご参加いただいて、言えば、拡大総合教育会議のような形で町民の教育に対する意見を吸い上げて、町の教育行政に反映していくというふうな機会にははいかがかなと思うんですけども、町のお考えをお伺いいたします。

大きな2点目の質問でございますが、災害時のことでございます。

つい先日の熊本の大きな地震以来、町民の方々も八丈町の備蓄品について大変興味を持っておりまして、私も何人かから質問を受けました。これまでも、八丈町のほうでは災害備蓄品については広報等でいろんな情報提供されておりますけれども、最新の備蓄状況につきまして、特にどんなものが備蓄されているのか、中身ですね、それとどこに設置されているのかということ公開して教えていただきたいと思っております。

また、関連いたしまして、医薬品ですとか、あるいはガソリンですとか、災害の避難が長引くにつれて本当にないと困るなというものもあると思うんですね。そういったものに対しての島で供給できない備蓄品につきまして、本土からの援助が必要になってくると思うんですが、その輸送体制等についての備えはどんなふうになっているのか、あわせて教えていただければと思います。

最後の3点目ですけれども、これは総合戦略の進行状況のことでございます。

これは、前日も申し上げましたけれども、中身が広くて内容も濃いものですから、そうそ

う簡単にこの戦略が実現スタートするとも思えないんですけれども、しかしながら、本当に早くその施策を実行してもらいたい部分もあると思うんですね。

例えば何かといいますと、基本目標の2番目に、移住受け入れ支援とありますけれども、その中の移住動画の策定ですとか、ガイドブックの作成ということが掲げられております。これ、私も個人的な面もありますけれども、移住の相談を何名かから受けております。このガイドブックとか動画があるといいなと思うんですね。あすにも欲しい。これ見たら、あるいはホームページのここ見てみたらというふうに案内できると、どんなにかありがたいと思うんですけれども、その辺のところの進行状況をご説明いただければと。

そのほかにも、もしできれば総合戦略の優先度、優先順位等につきましても、町でどのように考えておるか、もしお考えがあれば、ご説明いただきたいと思います。

以上、3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 教育委員会関係につきまして、教育課長。

（教育課長 福田高峰君 登壇）

○教育課長（福田高峰君） おはようございます。

5番、山本忠志議員の1つ目のご質問、新教育委員会制度施行後の状況についてということでお答えしたいと思います。

八丈町における新制度の適用は、教育長の現在の任期の平成27年10月7日からになります。これまで総合教育会議は、12月8日に第1回、3月11日に第2回を開催しております。

第1回目につきましては、会議運営要綱や会議傍聴要領について審議をし、制定したところでございます。また、町の抱えるさまざまな教育行政課題についても審議を行ったところでございます。

第2回目につきましては、八丈町教育大綱について審議をし、策定したところでございます。また、教育行政課題についても協議をしてございます。

年に一度、拡大版の総合教育会議を開催してはというご質問ですが、総合教育会議の趣旨は、町長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることにあります。

拡大版の会議の開催については、今後、実施している自治体などを参考にしながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 2番については、総務課長。

（総務課長 山越 整君 登壇）

○総務課長（山越 整君） おはようございます。

災害関係ということでお答えしたいと思いますが、まずもって、熊本の地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしまして、また被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

さて、ご質問の災害時の主要な備蓄品であります東京都から寄託、この寄託というのは、東京都からお預かりをしているというような意味合いですけれども、アルファ化米につきましては、現在5万4,500食あり、町民1人当たり約7食分の備蓄となっております。5年が保存期間となっております、毎年入れ替えを行っています。その他、クラッカー7,000食、水がなくても汚物の処理ができる発泡トイレ処理剤4,400袋、組み立て式トイレ約1,000基等を保管しております。

各避難所等へのアルファ化米の分散配備の状況につきましては、八丈町のホームページで、最新ということでアップをしておきましたので、後ほどご確認をいただけるようになっていきますので、ぜひごらんいただければと思います。

続きまして、医薬品等につきましては、例えば町立の八丈病院での薬品類のお薬ですね、お薬関係の取り扱い品目が約1,120品目にも及ぶことや、院外薬局でもその数倍の品目に及ぶことから、備蓄というより在庫管理の中での対応が基本となると考えております。

しかし、東京都の福祉保健局では、一般社団法人東京医薬品卸業協会と災害時における医薬品等の調達業務に関する協定を結んでおり、島嶼部への調達も含んでいただいております。また、その際の輸送に関しましては、状況に応じて輸送可能な手段を利用するほか、最後は自衛隊への要請が考えられるところであります。

備蓄ということでは、毎回の繰り返しになりますけれども、非常持ち出し品の準備はもとより、日常備蓄という考え方に基づいて、無理なく毎日続けられる備蓄をこの場をかりてお願いしまして、回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 総合戦略の進行状況について、企画財政課長。

（企画財政課長 佐々木真理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木真理君） おはようございます。

それでは、私のほうからは、総合戦略の進捗状況ということでお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問の移住動画、ガイドブックにつきましては、今年度は自前で制作しようということで、大きな予算は計上してございません。

ガイドブックにつきましては、既にA4判、カラー、12ページの冊子として作成をしております。去る5月末に、竹芝で開催された「島じまん2016」においても、移住に関心のある来場者に配布し、移住相談会場でも活用してまいりました。

動画につきましては、現在、基本コンセプトを検討しているところでございます。撮影、編集などに時間を要すると考えてございますが、11月ごろには完成させ、総務省のサイト「全国移住ナビ」で配信してまいる計画でございます。

続きまして、総合戦略の優先度についてのご質問でございますけれども、総合戦略につきましては、事業開始年度の違いがございまして、優先順位はなく、31年度までの5カ年で並行して実行するものとなっております。そのために、役場内に総合戦略推進体制を構築し、進行管理を徹底してまいります。事業ごとに行程表をつくり、PDCAサイクルを回すことで、目標となるKPIが達成できるよう取り組んでまいります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 5番。

（5番 山本忠志君 登壇）

○5番（山本忠志君） 大変丁寧なご回答ありがとうございました。

再質問でございますが、まず1点目の総合教育会議の件でございますけれども、大変、町教育といたしましても、それから町長を初めとして適切な取り組みを進めているなど、私のリサーチによりますと、12月1日現在でしたが、9割の市町村でもう既に実施を進めておられて、八丈はどうなのかなという興味があったもんですから、質問させていただいたところなんです。ちょっと安心をいたしました。

再質問したいことは、この総合教育会議が2回行われたという話だったんですけれども、これ公開が原則であって、たしか傍聴もできるという、そういうことだったと思うんですけれども、何か知らないところで行われているような、何か隠れて行われているような、そういう感じがして、もうちょっとオープンでもいいんじゃないか。大綱もできているわけですから、もっと大げさにアピールして、八丈町はこれを進めていくんだという、そういう町民に対する町のプロモーション活動のようなものがあったらいいと思うんですけれども、ちょっとそのところは、今後、総合教育会議を開催するに当たって、住民への周知はどのようになさるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。1点目の再質問です。

それから、もう1点、防災に関する事で再質問させていただきますが、今の総務課長のご答弁の中にもございましたが、八丈町だけではなかなか対応し切れないと、これは当然だ

と思うんですね。ですから、都の力、あるいは国の協力も得ながら、防災体制を整えていかなきゃいけないと思うんですけれども、何点か説明の中でお話がありましたが、もうちょっとしっかりした防災の協約といいますか、防災協定とでもいいでしょうか、そういった計画が今どうなっているのか、考えるつもりはないのか、あるいは進行中なのか。

以上、2点再質問をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 5番にお伺いします。

教育課長の答弁を求めますか。

（山本議員「今後しっかりと周知をしていただきたいという要望で」
の声あり）

○議長（土屋 博君） 要望ですね。

では、次に、総務課長。

（総務課長 山越 整君 登壇）

○総務課長（山越 整君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

協定というくくりでの話で幾つかございますので、まず国と東京都というところでいくと、今いろんな形で、国なり東京都、協定の関係の話がありまして、もう既に結んでいることもあります。ちなみに、今結んでいるものとしては、国の関東地方整備局というところがあります。関東地方整備局は国土交通省の管轄ですね。そこと協定を結ぶことによって、何か災害が起きたときに、情報連絡員という、リエゾンという国の専門官の方をすぐに、即座に派遣をするという、そういったことの協定を結んでおります。

今回の熊本の地震にしても、東日本大震災にしても、当然、国や、それから東京都、都道府県が、そこそこの自治体に対しての支援をするというのが当然のことなんですけれども、そういった協定を結ぶことによって、より迅速に人の派遣、人的な派遣をしていこうということでの協定を結んでおります。

今回の熊本に関しても、国交省はそういった専門的な方を県に派遣をしたりとかして、情報連絡体制もしくは国の情報の伝達というので役に立っているという、そういったことがあります。

それから、今度、東京都というところで行きますと、例えば我々に身近なところでの東京都の八丈支庁、この八丈支庁とは防災に関しての協定を結んでおります。また、その協定を結んで、いろいろな面で臨時的に、一時的に、災害が起きたときに必要になるような経費の面も含めて、八丈支庁からの支援が受けられるようにということでの協定を結んでおります。

今、いろんな面で協定というのを結んでいくという、全国的な傾向にありますので、我々としてはそういった関係機関との協定を結んでいかなければいけないということ、それから、先ほどもちょっとキーワードとしてお話ししていますけれども、日常備蓄というところのいわゆる八丈の町の中、島の中のいろいろな業界があります。それからいろいろなお店があります。そういったところとの協定を結ぶことによって、災害時に例えば物資の提供であったり、それから人的な提供であったりというのを進めていくようにしたいなということで、今その準備をしているという最中であります。

ですから、我々としては、いろんな災害が起きるたびにいろんなパターンの対応を求められるんですが、その都度、いろいろな協定とか、いろいろな備蓄にしても準備にしてもというのを求められているというところになりますので、日々、防災に関してはいろんな形での取り組みを進めていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◇ 山 下 巧 君

○議長（土屋 博君） 4番、山下 巧君。

（4番 山下 巧君 登壇）

○4番（山下 巧君） おはようございます。

観光関連の質問をさせていただきます。

まず、八丈島にとって観光産業の活性化の一番重要なと思われるところなんですけど、交通の利便性、これらは島に住む者にとって永遠のテーマで、これから50年、100年たっても、交通と観光の活性化というのは、私たちのいつも考えなくちゃいけないこと、私たちの子供の代も考えていなくちゃいかん、大変なテーマではないかと思っています。

東京諸島は、小笠原を含めると、1,000キロにも及ぶ膨大な海域に囲まれていますので、海を観光資源として大いに活用したいところです。現在、農林水産総合センター、旧水産試験場では、八丈島の海産物の調査、養殖技術研究、ともに日本でもトップクラスの成果を上げております。

しかしながら、観光面で余り紹介されておられません。本来、研究機関なのでやむを得ないところもありますが、東京都や海洋大学の協力を得て、海を知る資料館として、海洋博物館あるいは海の博物館のようなものを設置し、低迷する観光の底上げにしたいと考えます。

八丈島は、観光受け入れの努力が足りないという関係機関から指摘をされております。都民の

憩いの場として、また全国から観光や研修、視察、修学旅行で八丈島を訪れていただくためにも、海の博物館の取り組みは、将来に向けて即急に取り組むべきと思います。町から東京都に対して要望していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、養殖事業の推進について。

八丈町の総合戦略で、3年後に養殖試験の開始を目指しておりますが、海流の栄養分、温暖化による生態系の変化で、回復は難しいと言われているテングサ、イワノリ、トコブシ、イセエビの激減について、多くの住民が関心を持っています。試験養殖施設の準備と実用化に向けたコスト削減の技術的研究が課題となりますが、海産物の種類など具体的な案はできていますでしょうか。

次に、観光登山道について。

空港正面から八丈富士山頂まで一直線で登れる真っすぐな登山階段を設置して、話題性のある観光名所をつくれなかと、これは住民からの要望がありました。町の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（土屋 博君） 1番につきましては、海の観光施設ですので、産業観光課主幹、お願いいたします。

（産業観光課主幹兼教育課主幹 笹本博仁君 登壇）

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） おはようございます。

私のほうからは、1番目の海の観光施設、3番目の観光登山道について回答させていただきます。

まず、①番目の関係でございますが、島しょ農林水産総合センター八丈事業所の水産庁舎は、昭和47年に整備され、40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいると伺っております。そのような中ですが、都内の大学生や観光客などを受け入れ、水産業や試験研究の解説を行い、事業所のPRに努めているということでございます。

建て替えの計画を伺いましたが、現在のところ、昭和45年に整備した大島事業所につきまして、平成34年度の供用開始に向けて検討しており、八丈事業所についても順次検討していくということでございます。

町といたしましては、その検討の際、施設や展示物の充実などを要望していきたいと考えてございます。

次に、③の空港から富士山頂まで登山階段を整備できないかということでございますが、

整備する場合は、莫大な経費、また景観が大きく変わることが予想されます。住民の方からの要望があるということですが、現在の空港からの景観、また登山道がよいという意見も聞いておりますので、慎重に意見交換等をする必要があると考えております。

近年におきましては、トレッキングを目的に来島されるお客さんが増加しておりますので、八丈富士、八丈島の自然のPRに努めてまいりたいと考えてございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 養殖事業推進について、産業観光課長。

（産業観光課長 浅沼 清君 登壇）

○産業観光課長（浅沼 清君） おはようございます。

それでは、私からは、4番、山下 巧議員の養殖事業の推進についてを回答させていただきます。

ご質問の養殖事業実施に向けての海産物の種類など、具体案はできているかとのことですが、現時点ではそこまでには至っておりませんが、トコブシ、カギイバラノリにつきましては、既に島しょ農林水産総合センター八丈事業所において試験養殖が実施されております。また、シマアジ、マダイについても生けすでの養殖が実施されてまいりました。

トコブシにつきましては、陸上養殖という部分では施設建設費や維持管理費等の点で非常に難しいと、これまでの議会の中でも答弁がなされておりますが、そのような経緯も踏まえながら、実施実績のあるものにつきましては、実用化に向けて課題となる採算性等についてや、ご質問の中にごございますテングサ、イワノリ、イセエビなどにつきましては、養殖の可能性の有無など、関係機関と協議を重ねながら、効果的な事業展開となるよう計画を練ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 4番。

（4番 山下 巧君 登壇）

○4番（山下 巧君） どうもありがとうございます。

試験場の建て直しが5年後ですかね、これから計画すると相当先になるかと思うんですけども、余り長くこういう準備が進まないで、島の受け入れのパワーがなくなってしまうような気がするんですね。ですから、せんだって、東京都の事務方が、要望はとにかく出しなさいと、出さなければ何も進みませんというお話も伺いました。ぜひとも、なるべく早く実現できるように、必要でやるんだと、順番じゃなくて、建て替えの順番ではなくて、必要でやるんだというふうな方向でいかないと、町のせんだってのシミュレーションどおり、本当

に過疎化と減衰が進んでしまって、人が住まない島になるんじゃないかなというふうな気がしてしまいます。

それと、トコブシの養殖の件ですが、確かにコストかかるんですけども、かからない方法まで踏み込んで研究していただきたいと思います。既にある施設をちょっと拡大すれば、相当な量ができるんじゃないかというふうなこともわかっていますので、これはぜひ促進をお願いしていきたいと思います。

あと富士登山道についてですが、真っすぐつけるのは景観を崩すとかいろいろありますけれども、いろんな形で景観を崩さないような方法でもできるんじゃないかと思います。これも莫大な予算がかかるというので、数年かけてやっていくのもいいかなというふうに思っております。

以上です。

◇ 奥山幸子君

○議長（土屋 博君） 続いて、奥山幸子君。

（9番 奥山幸子君 登壇）

○9番（奥山幸子君） おはようございます。

2つ質問いたします。1番目については、今さらとかしつこいとかと言われると思いますが、あえて必要と思って質問いたします。

1番、歴史民俗資料館の移設を決める前にということをお願いします。

資料館の移設をめぐるっては、既にさまざまな意見が出されています。測候所というのが一つ候補に挙がっているんですが、その候補の場所については、ふさわしくないんじゃないかという意見も結構ありまして、この議員の中でも女性議員は4人ともそのように考えておりますので、考慮していただきたいと思います。

一方、町長や教育長は、それぞれ少し異なる見解を示していました。今年度中に移設を決めるとはいつても、このような状況で移設や場所を決めてしまうのは拙速ではないでしょうか。もう一度原点に戻り、移設に至る経緯を明らかにした上で、議論を深め、納得のいく結論に導くことが今必要だと考えます。

1番、移設しなければならない理由は何か。

2番、選択肢は「移設」しかないのか。

3番、議会での合意の必要性はあると考えるか。

2 番目の質問です。定住促進策はどこまで進んでいるか。

これは5 番議員が先ほど質問されたので、お答えも重なる部分があると思いますが、一応、伺いますね。

人口減少が進む中で、町は定住促進策を打ち出していますが、現在、具体的にどこまで進んでいるのでしょうか。昨年行った空き家・空き公共施設についての調査結果を踏まえ、今後実効性のある町の施策を示すべきだと思います。

1 番、空き家調査を終えた後、空き家バンクの整備及び空き家のリスト、公共施設を含むですね、は、できていますか。

2 番、お試し住宅、お試し定住体験への取り組みはされていますか。

3 番、地域おこし協力隊の募集はどのように行っているか。また、既に応募はあるか。

その点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 歴民について、教育課長。

（教育課長 福田高峰君 登壇）

○教育課長（福田高峰君） 9 番、奥山幸子議員の歴史民俗資料館についてのご質問についてお答えしたいと思います。

東京都から無償貸し付けいただいている資料館でございますけれども、平成26年度に東京都が実施した耐震診断により、建物の耐震性が、必要とされる基準を大きく下回り、大地震等が発生した場合に倒壊する可能性が高いことが判明しました。

これにより、東京都と協議をした結果、安全性に最大限考慮することを条件に、貸付期間の平成30年8月21日までは貸し付けを認めるが、それ以降の貸し付けは難しいとの判断が示されました。

これを受けまして、教育委員会で審議をしたところ、代替の施設に移転するという結論に至っております。

以上が、一応1 番目と2 番目のお答えということで、よろしくお願ひします。

3 つ目の議会の同意ということでございますけれども、当然、議会の皆様と今後協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。また、本日、この議会が終わった後、総務文教委員会の中でも、歴民を取り上げておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 次に、定住促進につきまして、企画財政課長。

（企画財政課長 佐々木眞理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、奥山幸子議員の定住促進はどこまで進んでいるかということで、お答えしたいと思います。

1つ目、空き家バンク等のご質問ですけれども、昨年度現地確認を含め322件を調査いたしました。そのうち、すぐに住めそうな状態にある良好な物件が43件ほど確認できてございます。今年度中に所有者や管理されている方への意向調査を行い、貸し借りができるできないを含め、再整理してまいりたいと考えております。

また、町は仲介ができませんので、島内不動産業者との意見交換なども踏まえ、町に合った形の空き家バンク制度を検討してまいりたいと考えてございます。

2つ目、お試し住宅のご質問でございます。移住を決める前段階として、一定期間島で暮らしてみることは、大変有意義であると思っております。しかし、お試し用住宅を町で所有することについては、整備戸数、維持管理の観点から、効率的ではないという判断をいたしました。そのようなことで、現在の方針としては、お試し移住を考えている方につきましては、戸建てを所有している宿泊業者を紹介するなど、民間の活用を考えてございます。

また、お試し定住に関しましては、短期間で島の生活環境を伝えるためにも、しっかりとサポートが必要であると思っております。他自治体では、移住支援員という移住を総合的にサポートする人材を配置しているという事例もありました。こういった事例も参考にしながら、役場内の移住相談体制も含め検討してまいります。

続きまして、3つ目でございます。地域おこし協力隊につきましては、29年度からの採用を考えてございます。現在、具体的な導入地域や人数、活動内容を検討しているというところで、まだ募集は行ってございません。できれば、11月ごろからの募集を予定してございます。現在、検討中のものとしたしましては、熱中小学校の運営支援を中心とした活動がございまして、熱中小学校で連携している山形県高島町におきましても、地域おこし協力隊が業務に当たっておりますので、参考にしながら進めてまいりたいと考えてございます。

総合戦略におきましては、二、三名を計画しておりますので、他の分野でも導入ができないか、引き続き検討してまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 9番。

（9番 奥山幸子君 登壇）

○9番（奥山幸子君） ご回答ありがとうございました。

1番目なんですが、移設しなければならない理由は、この後総文で開かれる資料、そのの

資料に書いてあるとおりのご答弁でしたね。移設しかないのかという、現時点ではそれしかないというか、そう言われたからというお答えだったと思います。そういう回答をもらうのは予測していたんですけれども、そうしたら、もう、それしかないのかと普通は諦めてしまうところなんですけれども、やはりこれじゃちょっと納得できないなと前から思っていて、その辺をちょっと一点突破できるかなと思って質問しますね。

歴史民俗資料館というのは、この八丈島で唯一の国の登録有形文化財です。貸してもらえないということでそのままがいいのかというふうに思うわけです。私は移設が絶対条件であれば、移設場所として末小がふさわしいと発言してきましたし、その考えは今も変わりませんけれども、そもそも移設が絶対条件なのか、ほかに方法はないのかと、もう一度考え直してほしいなと思っているんです。危険とされた文化財だからといって、直ちに、じゃ朽ち果てるのを見て、それだけでいいんですかと思うわけですね。

施設の持ち主である東京都は、この文化財をどうするつもりなのか、登録文化財に指定した国の意向はどうか、その辺が明らかになっていませんし、説明もありません。少なくとも私たち議員には説明はないと思います。まだなかったと思います。

数年前にコンサルに依頼した資料館の新築計画ですけれども、7億とか6億とかと建設費が物すごく高かったので、私たちもこれじゃ無理だということで断念したわけですけれども、そのときにかかわった議員の一人として、私は、その計画の一部でも採用できたかもしれないと今思うので、もっと慎重に判断すべきだったなと思って反省はしております。

ですから、今さらと言われそうですけれども、耐震補強をした上で、手入れをして、保存・活用する道はないのかと思うわけです。保存に必要な展示もありますよね。そういう今の状態じゃ朽ち果ててしまうような資料もありますので、そういうものについては敷地内に別棟を新築するという方法もあるかもしれません。この建物そのものが持つ価値、魅力を考えれば、このまま保存しないというのは、いかにも残念でなりません。議論の余地があるならば、東京都に働きかけをするという選択肢もあるのではないのでしょうか。

今、課長は議会の意向も尊重するということでしたので、1から3を通しての課題として、国や東京都との話し合いはできるのか、これまでしたことがあるのか、あるいは要望するおつもりがあるのか、とにかくこれまで国や都に対して、存続の方向で話したことはあるのか、その辺を伺いたいと思います。再質問として伺います。

それと、きょうあしたに、関東財務局の方が来島して、資料館を訪問するという事なんですが、それも移設についてのことが話し合われるようなんですね。その辺は具体的にどう

ということなのか教えてください。

それから、空き家バンクについては、所有者の意向を聞いて調査してやるということですが、322件のうちの43件が利用可能ということで、そのバンクの制度については、町独自のこの調査をするんですか、それをちょっと再質問で伺いますね。

それから、空き家バンクはどこの自治体も実施しているところはネットで見られますよね、物件を一つ一つ、そういう形にはするつもりなのか、その辺も教えてください。

お試し住宅は非効率ということで、宿泊事業者に紹介するというので、余り積極的ではないなと思いましたね。

それから、地域おこし協力隊については、総合戦略の中には今年度募集と書いてあったんですよ、28年度募集で、29年度から活動開始というふうに書いてあったんですよね。それがまだ募集してなくて、11月からというのはちょっと遅いんじゃないんですかね。

全体として、5番議員も質問の中でおっしゃっていたけれども、対応が遅いなと思いますね。この件の問題はもう何年も前から、3年ぐらい前からみんな議員が主張していたものですから、その辺はもうちょっと早く対応するという気持ちが欲しいと思いますね。

私、そのホームページを見たんですよね、町のホームページを見て、地域おこし協力隊がないかなと見たんですけども、まだないんですよね。もし、ホームページに載せるとしたら、大きく協力隊求めるとか、初めの1ページ目にどんと載せて、そういうアピールの仕方は必要なんじゃないかと思います。何とかナビでしたっけ、それに載せるという話は、それはそれでいいんですけども、もうちょっと早くやるということと、それから、アピールするような仕方をお願いしたいですね。2番目についてはその2つを伺います。よろしく願いします。

○議長（土屋 博君） 9番議員、この件については都とか国の関係が絡んでいるわけですから、町は、教育は教育なりの答弁をお願いいたします。

教育長。

（教育長 佐藤 誠君 登壇）

○教育長（佐藤 誠君） 再質問にお答えします。

総務文教で視察に参ったとき、プランを出したときに、予算がかかり過ぎるからということで、一度あそこの改修案が頓挫しました。その後に、耐震の調査を入れて、26年度にあそこのやはり資料館の建物自体はもう危険だから、営業ももうちょっとその先はだめですよという形で、そのリミットが30年ですか、30年8月、一応そういうのが示されております。あ

のとき視察に行ったときは、やはりここ改修して、お金かけてそういうことをするよりは、頑張っ建て替えたほうがいいねと、予算が余りにも膨大過ぎて、そういうところで、総文のほうでちょっと考えましようということで、一度そこで頓挫しております。

教育委員会としては、やはり文化ゾーンとかいろいろ考えて、将来的にはやはり八丈だけが歴史民俗資料館、大島にも博物館がありますし、新島にも博物館、あと神津にも、八丈はずっと四十数年借りものところできましたので、教育委員会としては、ぜひ新しいのつくりたいなど、そういう思いがありますが、なかなか予算等の都合もありまして、そのところはもう少しこの先、議会の皆様方、また町長と相談しながらということになるかと思いますが、一番今危惧しているのは、あそこがストップかかるので、まだ2年という猶予があるときに、やはり一時移転、移管場所を変えて一応営業できるような体制をとっておかないと、またあそこを耐震だ何だかんだと、また許可が出たとしても、休館の期間がかなり長くなりますので、そういうことも想定しながら、一時避難的に、それが何年かかるかというのはまたこの先の予算のことになるんですが、一度あそこをやはり閉館の期間を抑えるために、ある町の施設の中でやはり歴民の営業ができるような体制をまずとりたいと、その中で予算措置等も将来的にまたそういう要望、可能性が出てきたら、そこでまた私どもの願っているようなやはり新しいすばらしい資料館ができればいいなど、そういう希望的な、将来のそういう希望も持ちながら、やはり閉館の期間を抑えるために移転をせざるを得ない。観光業にも大きく影響を与えますので、そのようにご理解いただいて、そのための一時的な避難ですよということで、今一応、測候所の案が1つ出ていますけれども、皆様からもそれ以外に、またこういう施設もあるんじゃないのというご意見がありましたら、またそれを承りながら、また具体的な移転先については考えてまいりたいと思いますので、どうぞご理解をお願いいたします。

あと、国とかそういうところに相談とかそういうのをしているかというご質問ですが、東京都の担当のほうと話をしているということで、まだその件、あそこの建物についてはまだ国とかそういうレベルまでのそういう話にはなっておりません。東京都との話し合いという現実です。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

町としての範囲で答弁してください。

（企画財政課長 佐々木真理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、奥山幸子議員の再質問にお答えいたしたいと思

います。

まず、空き家の関係でございますけれども、ネット配信していくかというお話しでしたけれども、基本的には所有者の方とお話がつきまして、我々の望んでいる空き家バンク制度ができれば、しっかりと公開はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目でございます。地域おこし協力隊の関係でございますけれども、迅速な対応もという要望でございますけれども、確かに11月が早い遅いは、ちょっと私も申し上げられませんが、研修会等に参加してまいりますと、地域おこし協力隊を募集するに当たっては、きちんと地元の、しっかりとした考えのもとにやってください、先にただ募集はしないでくださいねということも言われてございます。本当に地域に溶け込んでいただかない限りは、地域おこし協力隊、うまくいきません制度ですので、その辺は我々もじっくりと考えながらやっていきたいと思っております。

あと地域おこし協力隊のサイトの関係でございますけれども、今我々が載せております「全国移住ナビ」というところは、アクセス数が、ちょっと過去の数字なんですけれども、全国でも6位に入っております、八丈町の場合。それほど八丈町というのは注目されているところですので、地域おこし協力隊につきましては、別のサイト、総務省でも用意しておりますので、そういったところをまず進めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局長「関東財務局」の声あり)

○企画財政課長(佐々木真理君) すみません、もう1点、関東財務局との意見交換ということなんで、本日、関東財務局、天候がよければいらっしゃる予定でございます。ただ、気象庁に関しましては、気象庁から普通財産として関東財務局に移ってございません。ですので、基本的な考えは、気象庁と我々で進めていくということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長(土屋 博君) 9番。

(9番 奥山幸子君 登壇)

○9番(奥山幸子君) 答弁ありがとうございました。

教育長のお話で、少しほっとしたんです。永久的な移設場所として私は捉えていたんですね。ほかの議員もそうだと思うんですけれども、そうではなくて、一時的な、要するに閉館を避けるための避難ということでおっしゃっていたので、それはすばらしいなと思って安心

しました。ただ、登録有形文化財ですけれども、登録されると、修理のための設計管理費とか、そういうものの補助とか減税、それから外観を大きく変えなければ、改修や改装も認められるという、重要文化財とか国宝とは違って、少し自由度の高い文化財というふうに書いてあるんですけれども、そういうのもあるのでちょっと伺ったんですね。

それともう一つ、これは要望なんですけど、資料館でガイドや事務のお手伝いを担当している方々はみんな今の場所を望んでいるんですね。来館者のアンケートを見ても、古い建物への評価が高くて、建物の大きさの割には非常に展示物が充実しているというふうにいるいろいろ書かれていて、好評なんです。この辺の現場の意見も尊重して再考をお願いしたいと思って今回質問いたしました。一応、文化財のことで登録されるとそういう仕組みもあるということでもちょっと伺いたいです。それを再々質問とします。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

（奥山（幸）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 教育課長。

（教育課長 福田高峰君 登壇）

○教育課長（福田高峰君） 奥山幸子議員の再々質問についてお答えします。

登録文化財に係る、これ国の補助ということだと思っておりますけれども、恐らく公の、東京都の持ち物になるんで、恐らく出ていないと思いますが、そこいら辺を支庁とも確認していきたいと思っておりますので、すみません、そこいら辺ちょっと勉強不足で、すみません。

○議長（土屋 博君） いいですか。

◇ 浅 沼 憲 春 君

○議長（土屋 博君） 2番、浅沼憲春君。

（2番 浅沼憲春君 登壇）

○2番（浅沼憲春君） おはようございます。

先ほど、5番議員の災害のほうのこととちょっとかぶりますけれども、私から2つほど質問させていただきます。

初めに、災害時の業務継続計画（BCP）につきましてです。

平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災、ことし4月の熊本県の地震と、近年地震等の災害が頻繁に発生しておりますが、全国813の特別地区・市の本庁舎のうち、約3割の自治体の庁舎が新耐震基準を満たしていないか、耐震

性が不明であるとのことですが、八丈町の庁舎・病院・図書館・公民館・学校及び体育館等の関連施設の耐震性はどうなっているのかお尋ねします。

また、避難所として使用するであろう体育館・公民館等での対応や食料や水等の確保はどうなっているのか、町職員の緊急時に備えての行動訓練等が行われているのか。

また、本庁舎等が全半壊した場合の業務継続計画（BCP）、これは大規模災害でも業務が続けられるよう、庁舎の代替施設や職員の体制をあらかじめ決めておく計画で、2007年、内閣府が中央省庁に制定を呼びかけ、2010年から地方自治体に策定の推奨をしている。このBCPの策定はできているのか。また、他の自治体との応援協議や代替庁舎の選定はできているのか、行政データのバックアップもできているのかをお尋ねします。

続きまして、2つ目の質問です。保健福祉センターの駐車場の舗装についてお伺いします。

多くの町民の方が利用している保健福祉センターの駐車場は、砂利やくぼみが多く、これはこの間雨が降ったときの水がたまっている状況の写真でございます。これが乾くと、水がないと、またでこぼこになりますので、そちらのほうはちょっと危険じゃないか。妊婦の方や高齢者の方も利用しております。この危険な駐車場の舗装工事を実施するべきではないかご質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

（総務課長 山越 整君 登壇）

○総務課長（山越 整君） それでは、災害時の業務継続計画についてお答えいたします。

現在、八丈町には独立した計画としての業務継続計画はございません。業務継続計画には、特に重要な6つの要素ということで、町長不在時の対応や職員の参集体制等がガイドラインで示されていますが、要素ごとでは当然運用を定めているものがあり、これまでも非常配備体制等に基づいた災害対応をしております。今年度の当初予算でもご説明したとおり、地域防災計画と避難所運営の全面見直しに着手しておりますので、この点も含めた整理をしていきたいと考えております。

公共施設の耐震性につきましては、おおむね基準を満たしているものの、一部には対応が必要な施設もあり、今後の対応を検討しなければなりません。ただし、今回の熊本地震の発生状況や被害状況を受けて、当然国や東京都からの対応指針が示されることも予想されますので、動向を注視していきたいと考えております。

また、この新庁舎、町の新庁舎ですね、この新庁舎の代替につきましては、町としては八丈支庁の一部を使用することを想定しております。

さらに、応援協定については、東京都の島嶼町村間で結んでおります。

備蓄に関しては、先ほどもお答えしたように、八丈町のホームページにアルファ化米の分散配備の状況をアップしてありますので、ご確認いただければと思います。ただし、水に関しては備蓄はしておりませんので、日常備蓄を習慣づけていく上で、水の確保も念頭に置いていただくこともお願いしたいと思います。

それから、町職員の行動訓練につきましては、訓練というよりは、毎年台風対応や津波対応、地震対応による実践が先行してしまっている状況ですが、各種想定訓練の必要性を感じておりますので、今後の課題としたいと思います。

最後に、住民基本台帳ネットワークの本人確認情報等の行政データにつきましては、それぞれ島外のシステム会社のデータセンター等に分散してバックアップがされているということをお答えとさせていただきたいと思います。

以上でございます。

(「議長、休憩」の声あり)

○議長(土屋 博君) これが終わってからしましょう。

福祉健康課長。

(福祉健康課長 笹本重喜君 登壇)

○福祉健康課長(笹本重喜君) おはようございます。

2番、浅沼憲春議員の2番目の質問にお答えいたします。

保健福祉センターの駐車場につきましては、以前より懸案事項の一つと考えております。これまでの対応策といたしまして、雨水がたまるのを防ぐために、当初は土を入れておりましたけれども、雨水とともに土や砂が町道に流れ、側溝にたまってしまうため、現在は砂利等に変え、随時整備しております。先週も整備をいたしております。しかしながら、駐車場内に浸透枳など雨水が流れる場所、雨水が逃げる場所がないために、雨が降った際には水たまりができる状況に変わりなく、議員が指摘されている全面舗装というのが、これが最善策とは考えておりますが、あそこの保健福祉センターの駐車場の面積、これが5,000平米以上でございます。このため、相当多額の費用がかかると考えております。町の財政状況や施策の優先順位を踏まえ、現在は駐車場整備について事業計画に今のところはのせてございませんけれども、あそこでは健康事業やサークル活動等で日常的に町民の方が利用している施設であり、今後事業計画を立てる際、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 2番。

（2番 浅沼憲春君 登壇）

○2番（浅沼憲春君） ご回答ありがとうございます。ちょっと再質問させていただきます。

まず、災害時のBCPにつきましては、まず町民の生命が優先されるということを踏まえていただきまして、先ほど課長からお答えがありましたとおり、できていないものは早急にしていただきたいと思います。今後、八丈町として進めていただけることを優先させてお願いいたします。

続きまして、福祉センターのほうの件なのですが、予算の件もあります。確かに言われたとおり、広過ぎるということは頭にありました。できれば、近くのところ、例えば高齢者とか妊婦専用のそういう舗装できるような駐車場という、専門的なものもつくっていただければと思いますので、ひとつご検討をお願いします。これは要望とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですね。

（浅沼議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 休憩を35分まで。休憩いたします。

（午前10時21分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時35分）

◇ 沖 山 恵 子 君

○議長（土屋 博君） 1番、沖山恵子君。

（1番 沖山恵子君 登壇）

○1番（沖山恵子君） これから夏に向かって観光シーズン真っ盛りとなりますが、私からは、観光と路線バス事業について、大きく2点、細かく5点についてお伺いいたします。

島にとって観光は重要な産業です。夏の観光シーズンを前に、お客様の受け入れ態勢についてお伺いいたします。

近年、島を訪れるお客様が増えたように感じます。実際はどうか。3月の実績と夏の観光シーズンを前に島の対応力と応用力がどれくらいあるのかを教えてください。

1、3月のフリージアまつりは好調で、たくさんのお客様が来島したと聞いております。

以前の議会でも、町営バスの観光予約数が延べ300とお伺いしました。その時点では、あくまでも予約なので、実際にどれだけご利用いただけるかはわからないということでしたが、本当にこれだけ来ていただければ、島の観光や町のバス事業にとって朗報だと思います。実績を教えてください。

2、島には、ホテル、民宿、ペンション等さまざまな形態の宿泊施設があります。移動手段も、タクシー、路線バス、レンタカー、町営・民間の貸し切りバス等いろいろあります。

八丈は、伊豆七島の他の島と比べても、宿・移動方法もバラエティに富み、観光のお客様にとってはとても便利だと思います。しかし、経営者の高齢化等で、以前と比べると収容力が落ちているように感じます。

町では、八丈島に1日当たり最高何人ぐらいが宿泊でき、移動できるのかを把握しているのでしょうか。受け入れ可能人数はどれぐらいでしょうか、わかりましたら教えてください。

3、東京オリンピックや、安く観光できるメリットを見据え、世間では民泊が話題になっております。安全性やトラブル回避のために、自治体によっては規制するところもあるようですが、八丈町としてはどのように考えているのか教えてください。

4、先日、テレビで、ANAの飛行機をチャーターし、ペットを座席に乗せ旅行するツアーがあったと報道していました。ふだんは貨物室に入れられるペットをゲージに入れ、座席に乗せ、一緒に旅行する方はとてもうれしそうでした。

八丈島には、動物病院もあり、散歩する場所もたくさんあり、ペット連れの旅行には最適で、同じようなツアーやペット可を目玉にして集客することも可能かと思えます。宿泊は宿により受け入れるところもあるそうですが、大人数の移動にはバスが欠かせません。移動手段として町の貸し切りバスに小型犬等のペット連れのツアーの予約があった場合は対応できますでしょうか、それとも、ペットはだめですと断りますでしょうか、その辺を教えてください。

次に、路線バスの定時運行についてお伺いいたします。

昔は、電車は時間どおりに動くけれども、バスはおくれるのが当たり前という時代がありました。しかし、今はどのバス会社も定時運行を心がけ、都内でもほとんど狂いなく運行しています。

しかし、島の町営バスは、まだ時刻表と運行時間の差がさまざまです。乗降客が少ないため、末吉、神湊のような長距離をそのまま走ると、時刻表より早く着いてしまいます。そこ

で、運転手の方がそれぞれ工夫して運転しています。出発時刻を10分程度おくらせ、最終地でぴったり合わせる方、定時で出発し、途中をのろのろ運転し調整する方、いろいろな方がいらっしゃいます。

乗客も多少おくれることを想定してバス停に行く人があり、定時で運行した日には乗りおくれたというようなおかしな話も聞きました。しかし、多くの乗客は時刻表どおりにバス停で待ちます。10分来ないと乗りおくれたのかな、もう行ってしまったのかなと、とても不安になります。観光客の不安な顔を見て、島のバスは少し遅いんだよ、もうすぐ来るから心配しないでと声をかけたこともあります。

都内のバスに乗ったときに、定時に出発し、乗降客が少なく早い運行になった場合は「時間調整のためとまります」と言い、バス停で数分間停車して時間調整をしておりました。島は道路が狭く、調整のために停車するのは大変かと思います。また、のろのろ運転は一般のドライバーに邪魔者扱いされると思います。なかなか難しいとは思いますが、どなたが運転しても同じようなパターンで、できるだけ時刻表に近い形で運行していただけるように改善していただくことは難しいでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 観光の受け入れ態勢、実績についてを企業課長、並びに貸し切りバスについて、あるいは路線バスの定時運行について、3点について答弁願います。

企業課長。

（企業課長 沖山 昇君 登壇）

○企業課長（沖山 昇君） それでは、1番、沖山恵子議員の質問、観光客の受け入れ態勢についての貸し切りバスの実績、それから貸し切りバスにおけるペット連れのツアーについて、それからもう一つ、路線バスの定時運行についてのご質問にお答えいたします。

まず、ことし3月、旅行会社が予約を入れた貸し切りバスの稼働実績、こちらにつきましては115件、延べの件数ですが、115件でした。この3月における稼働実績は、前年比ですが、15.2%の増、売り上げにつきましては、前年比34.6%の増となっております。あと、フリージアまつり、15日間で延べの実績でございますが、77件の貸し切りバスの稼働実績ございました。

次に、観光客の受け入れ態勢の小型犬のペット連れというご質問でございますが、これまでに貸し切りバスに関して、旅行会社のほうからペット同乗についての依頼とか質問等はございませんでしたが、ほかのお客様の了承、それから運転への影響がない、それからゲージに入れるなどの一定条件のもと、ご乗車いただくことは可能でございます。

次に、路線バスの定時運行についてのご質問でございますが、平成27年1月より、ここ町役場のバス停を追加いたしましたして、路線バスのダイヤの改定をいたしました。旅客自動車運送事業運用規則の早発の禁止により、路線バスは定時よりも早く出発、または通過してはならないことから、定時もしくは3分から4分おくれにて運行を現在いたしております。ただ、ゴールデンウィークなど、乗車の際にバスパ、温泉との2日間の券でございますが、バスパの購入が多い場合、発券に時間を要し、10分近くおくれが生じることもありました。その後、定時運行に近づけるよう努めております。

また、道路の状況によって運転手の判断になりますけれども、安全の確保ができる場合、後方の車両の追い越しを促すなどしております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 次に、宿泊施設の収容力について、民泊についてを、産業観光課主幹。
（産業観光課主幹兼教育課主幹 笹本博仁君 登壇）

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） それでは、私のほうからは、2番、3番の質問について回答させていただきます。

まず、2番の1日当たりの宿泊でございますが、1月1日現在で75施設、2,202名の方が宿泊できることになってございます。また、民間の移動手段でございますが、レンタカーについては推計となりますが、200台、タクシーにつきましては35台が運行してございます。

続いて、3番目の民泊の関係でございますが、外国人観光客増加に伴い、宿泊施設の不足等により、都内でも条例を制定した自治体もございます。町の現状では、先ほど申し上げました宿泊施設が満室になることが年間数日はあると聞いておりますが、通年を通して不足している状況ではないということで、これまでどおり観光客の皆様には既存の施設を案内してまいりたいと考えております。

そのようなことで、町が民泊を積極的に進めることは、現時点では考えてございません。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 1番。

（1番 沖山恵子君 登壇）

○1番（沖山恵子君） バスについて、ゲージに入ればペットを町営バスに乗せていただけるということで、非常に応用力があるなと思ひまして、安心いたしました。今まではそのようなツアーの申し込みがなかったということですが、それをPRしていけば、そのようなツアーもできてくるかと思ひますので、ぜひ、八丈町はペットを町営バスのチャーターに乗せ

ることが可能ですよということで、そのようなことも宣伝していただければと思います。

路線バスにつきましては、現在三、四分のおくれということですが、私のところにはもうちょっと、この3月の話なんです、ちょっと遅いと、人によって違い過ぎるという苦情が来ましたので、ご質問させていただいたんですが、これからもなるべくその三、四分の範囲で動いていただけるようお願いしたいと思います。

民泊についてです。きのう赤十字奉仕団の結成10周年記念大会というのがありました。そこには町長、議長も来ていただきまして、盛大に行われていたんですけども、その赤十字社の東京都支部の方がこのような話をおっしゃいました。八丈島の研修はすごく人気なんですと、ぜひみんながいいというから今度団体で旅行に来ようと思うんだけど、八丈島に行くと、まず飛行機代が高いよね、その次、宿泊費高いよね、町営バスのチャーター代高いよね、ちょっと予算的に厳しいんだよねと、どうにかならないかねというような話がありまして、すみません、でもいいところですから、ぜひ来てくださいというようなお話をしたんですけども、先ほど、2,225名ぐらいですか、宿に泊まれるということでしたが、飛行機代が高ければ宿代を安くするとかバス代を安くするとか、いろんなことで全体的として安くできないかなと。そのときに、廃業してしまった民宿ですとかいろんなところが、ハード面はあるけれども、労力がなくて、ちょっと今はお休みしているようなところがあると思うんですね。そういうところを民泊のような形で安く利用して、何かできたらもっともって八丈島の観光が栄えるのではないかなと。今、受け入れ態勢それだけあるのに、お客様は来ていただけていないんですね。

そのとき、きのうの話でまたこんなことも言われました。八丈島は、自然を守るためにあえて観光客を呼ばないんでしょう、ちょっと小笠原かどこかと勘違いしているかな、いや、島はウエルカムなんですけれどもと言いながら、ぜひ来てくださいとお願いしたんですけども、外の人からそのような勘違いをされてしまうぐらい、何か島の現在の観光、落ち込んでいるのかなと思います。

なので、ぜひ、現状では難しいので、現状を少し変えていくということ、75軒、いろんな宿泊施設があるんでしたら、そういうところもぜひ協力していただいて、これは町の要望ではないですけども、何とか観光のほうをたくさんしていただけたらなと思ひまして、これからもいろいろ頑張ってもらいたいと思います。ぜひ、対応力と応用力、応用力がこれからは大事だと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。これからもぜひ頑張っていたきたいということで、要望で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土屋 博君） 1 番議員、要望でよろしいですね。

（沖山議員「はい」の声あり）

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（土屋 博君） 次に、8 番、岩崎由美君。

（8 番 岩崎由美君 登壇）

○8 番（岩崎由美君） 皆さん、こんにちは。

私のほうからは、町事業の説明プロセスに関する質問をさせていただきます。

先ほども幸子議員のほうから、歴史民俗資料館の移転の問題とか出ましたけれども、熱中塾等の新規事業など、町の重要な課題について、最近とりわけ審議する時間が、機会が少な過ぎるように思われています。

さっきの幸子議員の質問の中に、教育長の回答として、資料館は、例えば移転してもそれは恒久的なものではなく、一時的なものだというお話がありましたが、最初に町長が回答したときには、恒久的なような回答をしていて、私たちはもうそれを恒久的なものだと、これはまずいんじゃないかということで、いろいろなところで議論したり、注文をつけたりしていたんですけれども、こうふうに、町の中でも統一見解ができていない。これちょっと不安な材料かなと思います。

この問題に関しては、測候所自体も、非常にあの建物が今の状態で何も使われないであいているのも大変もったいない話でして、いろんな議論を尽くす中で、ここが最終的に落ちつきどころだねという話になれば、私たちも納得するかもしれません。そんなわけで、私自身は何度も言うように、お金をどこから引っ張ってきて、陣屋跡がいいなと思いつつ、なかなかそれでもかなわない状況なのかなと思います。都の関連事業では説明の機会があると思いますけれども、こと国の新規事業については、事業そのものがいきなり発表されたり、申請手続に時間を要するなど、事務的な負担が多いのではと感じています。多くの行政がそれを緩和するために、コンサルタント業者を入れている中、町はそのような事業者を余り入れていないことは、町の独自性を保つためにはいいことだとは考えています。

しかし、その一方で、その場合にはそれなりの努力も必要であり、また、業務負荷がかかり、そんなことも懸念されているのではないのでしょうか。そのような中で2点お伺いします。

1、審議の機会が少なくなる背景についてお聞かせください。

2、今後、人口減少、きょうもいろんな方が質問していましたけれども、人口減少などさ

さまざまな課題に取り組むに当たり、議論を経た上での事業展開が重要と思われまます。先日の議会運営委員会でも、議会運営に関するさまざまな意見が出されました。行政と議会が今後事業をスムーズに運営する両輪であるためには、どのようなプロセスが重要か、今後いろいろ考えていく上でご意見をお聞かせいただければと思います。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） これは全部町の全行政にかかわる問題だと思って聞いてください。町の事業説明のプロセスに関する質問だと思いますので、企画財政課長。

（企画財政課長 佐々木眞理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木眞理君） それでは、岩崎由美議員の町事業の説明プロセスに関する質問ということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

審議の機会が少なくなる背景は何かということなんですけれども、まず、当初予算の事業に関しましては、総務文教委員の協議会であったり、経済企業委員の協議会であったり、また、その後には全員協議会を経まして、本会議に上程するというのが通常のプロセスとなっているところでございます。

今般の熱中小学校のような外部からの提案事業や懸案であった事業が急展開したなどで、補正予算で対応しなければならないといった場合につきましては、議会上程までの間がなく、事前説明ができない、できていないということは、現状としてございます。この辺につきまして我々も大変反省しているところでございます。

2点目でございますけれども、やはり議会、スムーズに運営していただくためには、事前に十分な説明を行うことが大前提ということで認識をしているところでございます。今後でございますけれども、所管分野に応じまして、総務文教委員協議会、経済企業委員協議会の開催をお願いいたしまして、ご意見を伺えるよう努めてまいりたいと考えてございます。

ですが、どうしても上程までに間がない場合ということも生じます。その際におきましては、本会議におきまして、補足説明により説明させていただき、審議していただけるよう努めてまいりたいとも考えてございます。

なお、中長期的な課題につきましては、早い段階から説明の場、協議していただく場を設けるよう徹底してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

（8番 岩崎由美君 登壇）

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます、ご回答。

協議会、あるいは説明会等を開いて、説明をしていく機会を設けているというご回答で、それを今後ぜひやっていただきたいと思うわけなんですけれども、やはりそれまでに作成する資料だとか、非常に業務負担も多いと思うんですね、執行部の。もう少し、何というのかな、意見を交換できるような気楽な場所、そもそも協議会というのは勉強会的な側面が非常に強いと思うんですけれども、このような協議会の場をもう少し増やして行っていただくことは可能でしょうか。これから本当に町が自治体として生き残っていくためには非常に大変な時期に入ると思うんですね。そういう意味でやっぱり議会と執行部と話し合いを密にしていけたらと思っています。その点、もう少し会議、気楽な場所というわけにはいかないと思うんですけれども、大事なことについてはしっかりとした統一見解を、さっきの問題のような、資料館の問題のようなこともあります。統一見解をみんなで合意するような場を開いていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） もう少し丁寧に説明ができないかということで、企画財政課長。

（企画財政課長 佐々木真理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、岩崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

本当にありがたいご提案をいただいたなと思ってございます。私どもも、できる限り説明できるように、今後やっていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 菊池 睦 男 君

○議長（土屋 博君） 次、7番、菊池睦男君。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君） 3点お尋ねいたします。

まず1点目は、都立広尾病院を首都災害医療センター（仮称）に改称し、移転改築する件について。

東京都は、石原都政のころから、都立病院統合や拠点化構想を提唱してきました。東京都病院経営本部は、その具体策として、都立病院経営委員会で、広尾病院を首都災害医療センターとして改称、移転改築し、平成35年度に開設する計画です。

資料によりますと、資料というのは、私が入手した資料ということなんです。これは病院経営本部ですか、が出している資料なんです。最初、支庁の総務課の担当者よりこの資料を取り寄せてもらいました。こういう英語のあれで出ていますので、もし、皆さんが必要

であるというならば、増し刷りしてお渡ししたいというふうに思いますが、議長、よろしくお願いたします。

この資料によりますと、コンセプトというのがありまして、一つは、基幹災害拠点病院を目指す、もう一つは、オリンピックもあるし、今国際化もあって外国人が非常に大勢東京にも訪れているということから、スポーツ医学と国際化、この2つのコンセプトがあるんですね。具体的な機能としては、災害、救急、スポーツ、国際化があって、その中に島嶼の救急患者の迅速な受け入れという項目も含まれているんですね。

それで、島嶼のことは忘れてなかったんだなと思って安心はしたんだけど、あといろいろ見ていきますと、それで喜んでいていい話ではないんです。そのことについてこれから触れていくわけですが、広尾病院は、町立八丈病院と連携しながら、島嶼医療の基幹病院としての重要な役割を担っています。

ことし3月8日、東京都議会の予算特別委員会で、崇君、あなたの御党の自民党の三宅都議の質問に対して、舛添知事は、広尾病院は、島嶼の多くの救急患者や入院患者を受け入れてきた。高度な急性期医療の提供、画像伝送診療医療、島嶼医療機関との連携を通じ、医療水準の向上に努めてきた。新センターにつきましても、この新センターというのは、これ省略した私の造語ですからね。これは正確には首都災害医療センターという意味ですから、公にはこういう言葉は使っておりません。島嶼医療の基幹病院としての位置づけはいささかも変わるものではなく、移転改築を機に、さらに島嶼医療の充実を図ってまいる決意です、と述べております。

こういうふうに知事も言っているわけですから、私たち島民は大いに期待したいと思うんですね。そういう観点から、以下5点についてお尋ねいたします。

(1) 広尾病院を利用する島嶼住民の島別の経年把握ができますか。当初、なかなか数字を出すのが難しいと、島別のね、そういうお話もありましたので、私のほうで都議会共産党の厚生委員会の委員を通じて入手したんですね。これで、入院、外来患者及び島嶼患者数の推移ということで、23年から27年度までの経年の数字が出ているわけです。それが(1)ですね。

(2) 前述の都知事答弁は、広尾病院が島嶼に果たす役割を明らかにしていますが、そのほかに八丈病院との独自の連携があるはずなんですが、その部分を総括して明らかにしてください。

(3) 知事答弁は、また、移転改築を機に、さらに島嶼医療の充実を図ると言っているわ

けですが、八丈町は具体的にどこをどうすれば充実が図られると考えておりますか、その点をまとめて述べてください。

(4) 3月議会でも質問いたしました。付添人宿舎が、ことしじゅうに3室から5室に拡充すると町長は述べましたが、島嶼全体で利用するのにそれは適当な数ですか。

島別の患者の入院患者数を見ますと、大体50人から60人台、1日に入院しているんですね。これが八丈の患者も大体10人前後毎日入院しているということなんです。これ1日のワンデー調査ということで、10月のある日にちを特定した計算なんですけどね。大島はやっぱり八丈よりはるかに多くて15人から20人ぐらいつと入院していると、そういう状況があって、島嶼全体では50人から60人の人が入院しているんですね。

そのときに、3室から5室にしたとはいえ、それで条件は満たしているのかということですね。新センターでは、そういう要望や拡大充足は担保されるのかと、今度新しくするに当たって、そういうようなことは継続して措置されるのかということですね。

(5) 新センターが新たな構想で再編強化されますが、その際、ゆめゆめ島嶼医療が片隅に追いやられて後退することがないように求めたい。ここがやっぱり中心的な部分だというふうに考えたいわけです。

島嶼医療に果たす広尾病院の重要な役割を認識し、基本構想検討委員会に島嶼代表が外部有識者として参入できないか検討を求めたい。

先ほどの資料によりますと、平成28年度、本年度に基本構想を策定するために、外部有識者を含めた基本構想検討委員会というのが、この28年度に立ち上げるわけですよ。もう立ち上がったかどうか、そこのところわからないんですけども、知事がああいう発言もしているわけですから、基本構想検討委員会で東京都に対して強力に具申、提案する、今その時期なんですね。決定的に重要であると思うが、そのためには、町村会、町村議会議長会ともども主導性を発揮して活動してほしいと思うんですけども、そういう考えはございますか。

それと2番目です。航空運賃特別委員会報告について。

せんだって、航空運賃特別委員会で報告を議長のほうへ提案、報告いたしまして、議会でも決議が採択されました。ということは、この報告書の中身は、これは今や八丈町議会全体のやっぱり報告ということになるわけですね。町民を代表した八丈町議会のこの報告書についてどういう見解を持っておられるのか。そしてどのように対応をしようとしているのかということですね。

私、報告のときにも言ったんですけども、最初は、法や制度の適用と改善によって低廉な

運賃と便数の確保は図られるものだというふうに見ておったんですね。それは私の思いが非常に強かったかもしれませんが。目的の実現を図れると期待したんだけど、調査していきますと、調査の結果は、制度や法律ではそういう決定的な名案は見当たらなかったです。そこでもう一つの柱として、搭乗客を増加し、観光客受け入れの抜本的な対応を図って、そして島へ来る観光客を多く導入して搭乗客を増やして、全日空に赤字、今3億の赤字をやっばり解消していく方向でやる以外に、これは道がないんだというふうなことを考えたわけです。

この報告書では、では、どうやったらそういうことが図れるのかということで、スポーツ関連の問題点の分析とか、欠航時の対応、自然体験観光とか情報発信、インバウンド等のこういうタイムリーな問題提起がされております。それから未発掘の観光資源のブラッシュアップとか、うんまけ食材をつくる運動、観光振興の推進母体のあり方など、7項目の提言がされております。

私は、この報告書は、八丈航空路の改革の処方箋であるというふうに私どもも思っているわけですが、この報告書を、ならば執行部はどのように思っているのか、その見解と、そして今後どういうふうに具体的に、私どもが7つの提言をやっているんだけど、そのことを執行部が今度は実行する番ですからね、ボールはもう執行部のほうに投げられているわけですから、どのようにして低廉な航空運賃と便数の確保をしようとしていこうとするのか、具体的な答弁を求めたい。

それから3つ目です。地方創生事業における地域再生計画の具体的な取り組みはということですが、まず前提として、3月議会でも述べたんですが、この地方再生の肝になる部分は、地方地域再生計画の認定を受けて、地方創生推進交付金を獲得して、それを事業化することなんですね。この視点が地方創生を考えると基本になる考え方だろうというふうに思っております。

そういう観点から質問するわけですが、(1)プロジェクトチームの立ち上げをどういう手順で進めますか。

(2) 全国で地方空港を守る進んだ取り組みがありますが、地方再生計画に八丈航空路を守り発展させる取り組みを含めるべきではないでしょうかということです。

ご存じかもしれませんが、地方創生推進交付金ですね、これはどういう条件や、あるいは要点があるのか、ちょっと調べてみたんですね。

1つは、これはコンペ方式に切り替えられたということでありまして。そして国からの承認を得るということですね。2015年の地方創生加速化交付金というのが補正で出まして、これ

は末吉小学校の熱中小学校に800万使うということですが、実はこれが推進交付金に引き継がれていくという、そういうシステムになっているらしいんですね。そのところがどうですかということですよ。

それから、推進交付金というのは、これ予算額は今年度1,000億円なんですけど、これは複数年度でも支援するということだそうですね、5年間の年限があるんですけども。交付金の交付率は2分の1と、しかしながら、残りの2分の1に対しては地方財政措置があるというような話です。ハード事業については、地方債の対象となり、充当率が90%、交付税措置率30%を予定しているということなんだけれども、ちょっとこの意味が私にはわかりませんので解説していただければと思います。

それから3つ目に、申請時期が前半と後半で2回あるというふうに言っておりましたが、では、前半だったら9月、後半だったら3月ということになるのかな。

○議長（土屋 博君） 今の通知来ていないよ。今の3点目は聞いていないよ。

○7番（菊池睦男君） だから、これは私が今、地方創生についての観点や肝要を調べてみたんだけれども……

○議長（土屋 博君） この項目に対して質問してください。

○7番（菊池睦男君） 2回目にこれを質問して、そのときにしましょう。

失礼しました。では、以上ですので、地方創生推進交付金についてのくだりは、2回目の質問でいたします。時間がかかると思った。

○議長（土屋 博君） 都立広尾病院について、企業管理者。

（公営企業管理者 關村三男君 登壇）

○公営企業管理者（關村三男君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

1番目の広尾病院を利用する島嶼住民の島別の経年把握についてということですが、私どもにいただいているのが24年から26年度までの数字でございます。先ほど議員は1日当たり50人くらいの患者さんがいるというふうにお話があったんですが、伊豆七島、小笠原まで含めて24年度が1,143人、25年度が1,205人……

（菊池議員「入院患者なんですけれども」の声あり）

○公営企業管理者（關村三男君） 入院患者です。26年度が1,118人、1人が365日と考えていますと、最大で1日当たり3人というふうに計算になるかと思います。島嶼救急取り扱い患者数は、そのうちに、八丈だけで申し上げますと、24年度が30件、25年度が40件、26年度が37件、そのうちヘリ搬送が、24年度が21件、25年度が35件、26年度が36件というふうに、

3カ年で92件がヘリ搬送という実態でございます。

それで、この資料につきましては、後で睦男議員に直接お渡ししたいというふうに考えてございます。

2番目の八丈病院との独自連携で、医療スタッフについてということでございますが、広尾病院からの直接派遣というのにはございません。医療スタッフの派遣等につきましては、都福祉保健局の医療政策部を窓口としまして、都立病院からの派遣協力をいただいている現状でございます。また、広尾病院との連携につきましては、重篤な患者が出た場合に緊急ヘリ等で搬送、また画像伝送システム等による状況把握、共有しまして、迅速な処理やヘリ搬送受け入れを緊急時にやっけていただいている現状でございます。

次に、3番目のさらなる島嶼医療の充実につきましてということですが、新センターの開設に伴い、より高度な医療機器の充実と、従来以上に病床の確保やヘリコプター添乗医師の確保、画像伝送システム等による診療支援等の充実を努めていただくことを期待してございます。

4番目の付添人宿舎、さくら寮につきましてですが、島嶼全体での利用には適当な数字かということでございますけれども、今現在、利用者数は60%台、3ベッドのときにですね。3月の議会で町長より報告がございました、3室から5室への拡充につきましては、5月9日から5室に拡充運用されているということで報告を聞いてございます。

また、その他宿舎の拡充担保と5番目につきましては、東京都医療センターについても、島嶼医療の基幹病院としての位置づけ、それらの広尾病院としては伊豆諸島及び小笠原諸島の医療充実のための島嶼医療の基幹病院としての、非常に私どもとしては期待を寄せているところでございます。八丈町としましても、引き続き島嶼町村並びに各機関とともに島嶼医療の充実を要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 航空運賃特別委員会報告についてを答弁してもらうのは、企画財政課長。

地方創生も一緒に。

（企画財政課長 佐々木真理君 登壇）

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、私のほうから菊池睦男議員の大きな2つ目と3つ目についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、大きな2つ目でございます。航空運賃特別委員会報告についてということでお答えしたいと思います。

まず、報告書に対する見解と対応ということでございますけれども、関係機関への調査は大変参考になる部分が多く、私どもも勉強させていただいたところでございます。

また、搭乗客を増やすための提言が、睦男議員のほうは7つの項目と言ってございましたけれども、我々8つの分野で挙げられたと思っております。町といたしましても、搭乗客を増やすことが第一という点では同じ認識でありますので、町の施策と合致するものについては積極的に取り組み、その他につきましては、整理した上で施策をつくる際の参考とさせていただきたいと考えてございます。

2つ目の航空路対策でございますけれども、過日、27年度の有償搭乗者実績が全日空から公表されております。搭乗者数16万3,565人、利用率50%ということでございました。26年度と比較いたしますと、3,484人の減、利用率は若干増えてございまして、0.1%増というところでございます。まだまだ低迷の状況が続いているところでございます。

去る5月に全日空が来島されまして、事務レベルでの意見交換をしております。その中で、羽田枠3枠を確保していることは大変貴重である。国や都の補助金を入れても大変厳しい状況ではございますけれども、町としても利用率50%台後半を維持させていただきたいというお話も頂戴したところでございます。

そのようなこともございますので、やはり搭乗者数の目標を定め、議会の皆様、住民、行政で共有し、全日空も巻き込みながら搭乗者増、閑散期の需要喚起に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、今般成立いたしました有人国境離島特別措置法におきまして、八丈島が伊豆諸島南部地域として特定離島に指定されてございます。この法律におきましては、国内定期航空運送事業に係る運賃低廉化について特別な配慮をすることがうたわれてございます。今後、法律に基づきまして、都道府県計画が策定されることとなりますが、実効性のあるものになるよう町としても要望してまいりたいと思っております。2点目の回答は以上でございます。

3点目、地方創生関係の質問でございます。

まず、地域再生計画につきましては、現在一つの案といたしまして、先駆的な取り組みである熱中小学校を基軸に策定できないかを連携自治体と検討しているところでございます。今の段階におきましては、その他の施策に関しましては町単独での地域再生計画策定は考えてございません。総合戦略を進めていく中で、K P I の達成状況等も勘案しながら検討してまいりたいと考えてございます。

プロジェクトチームの立ち上げということでございますけれども、プロジェクトチームが

いいのかどうか判断がつきませんが、官民協働が重要な要素でもございますので、どういった方にどういった形でかかわっていただけるかもあわせて検討してまいりたいと考えてございます。

2つ目の地域再生計画に航空路を守る取り組みを含めるべきということでございますけれども、現段階におきましては含める考えは持ってございませんので、よろしく願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 7番。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君） 今、管理者のほうから、広尾病院の入院と外来があるんだけど、入院患者についての1年分の総合したものから365日で割って、1日3人ということですか、そういうことですね。

私の質問の趣旨を全然取り違えているのかな。島嶼住民の島別の経年把握ができるかという、大きなくくりで言っているんだけど、これについて病院経営本部のほうから取り寄せている資料ですよ、これは。入院患者についての1日当たりの患者数、これが10月のワンデー調査ということで、10月のある一日を特定して、そして調べないとわからないでしょう。365日で割って、1日当たり幾らという計算なんだけど、全くその数字も違ってきますよ、それは、把握が違いますよ。

これを入院患者数、年延べでいうと、27年度でいいますと、10万9,959人ですよ。1日当たり300人、これは広尾病院全体ですがね。島嶼の入院患者数でいえば、272人、全患者がね、入院が272人ということなんです。これも27年度でね。1カ月とかそういうことではなくて、とにかくワンデー調査ということだから、1日何人入院しているかということなんです。これで23年度から27年度までの経年で、57、57、62、51、54人と島嶼はそういう数字なんです。したがって、3人なんていう話はないですよ。

それで島別で見ると、例えば大島は15人、八丈は10人、利島が1人、新島が10人、神津が4人、三宅が10人、合計54人、これ27年度の10月のある日の入院患者数なんです。

だから、全然私の質問しているのと合っていませんよ。これはあれですよ、病院経営本部が出した数字なんだから、そういうふうに整理しているんですよ。あなたのほうは広尾病院のほうから拾った数字なんだろうけれども、いずれにしろ、これじゃ数字の根拠や考え方が違うことを言っているんですよ。

何が言いたいかということですが、島嶼全体で54人入院しているんですよ、大島から小笠原まで含めると。そういったときに、今までは3室、5室にするというんだけど、それで足りるのかというような話です。だから、それに対してもうちょっと明確に答えてほしいんですよ。

それから、(2)の医療スタッフというのはね、それは保健局の医療政策部でそれは所管が違うというだけの話なんだけど、広尾病院が聞いていると、緊急移送とかへり搬送とかそういう救急病院で特化した部分しか答えがないんですよ。だから、それ以外での広尾病院の運用している、利用しているというのはほかにも内容があるはずですよ。だから、その部分についての洞察がないんだな、全然。

したがって、(3)で質問していることは、そういうような緊急搬送、緊急医療だけではない、他のそれ以外での基幹病院としての役割を果たしているわけなんだけど、そのところを全然総括できていないということは、一体何を観点にして仕事をなさっているのかということなんですよ、私から言わせれば。もうそういうことは十分にご認識で、この場でそういった私の質問に対してヒットした答弁が来るのかと思ったら、全然質問に対応した形になっていないんですよ。それは残念だな。だから、4番についての5室でそれで事足りているのかという問題です。

それから、5番目について言えば、基本構想検討委員会、この中に島嶼代表を入れると、島嶼から1名でもいい、2名でもいい、1名になれば大島か八丈かということになるだろうから、大島と八丈、大離島のこういうところからか、例えば2名だっただけで入れていいと思うし、それか町長になるのか、あるいは外部有識者というようなことだから、町長以外の公の職についていない人が入るのかどうなのかとか、そういったことを前向きに創造的に対応していくと、そういう考えは全然大丈夫かえらないんですね。それも本当に非常に残念な答弁ですよ。

そして最後は、町村会とか町村議会議長会で指導性を発揮する考えはないかということを知っているわけだから、これはあなたが答弁するのではなくて、当事者である町長が答弁する部分ですよ。

以上、非常に不満な答弁でした。

航空運賃特別委員会についてなんですが、これについても参考にしていくという程度なんだけど、私たちが10カ月かかって25回に及ぶいろいろな諸会議を開いて、そしてつくり上げた報告書なんですよ。参考にしていくというなら、どこをどういうふうに参考にしていくのか、そんなあだやおろそかな資料として思ってもらっちゃ、本当に困りますよ。これは

町も90万の町費をつけてくださって、そしてできているもんなんですよ。だから、そのところをしっかりと心得て、ここに書いている7つの、あなたは8つと言ったけれども、じゃ、8つにしましょう、8つの提言を本当に真剣に施策化してほしいというふうに思います。

それと、0.1%アップしたという話です。49.9%だったのかな、前年度は。それが0.1%上がったということで、今後はそれがボトムだったところを、今後もボトムアップしていくような方向で、それでは取り組みますかということなんです。これ大いにどんどん右肩下降で下がっていくよりは、ここでとまったと、下げどまりになって、これからそれじゃ右肩上がり上げていくんだというようなことで、強い決意でもって取り組まなきゃいけないですよ。それで全日空は50%の後半にしてほしいというようなことを言っているんですが、そういうような方向で努力しようじゃないですか。

それは何も執行部のあなたたちだけでやりなさいということを行っているんじゃないんですよ。執行部だけでやれる問題じゃないんですよ。そのために取り組むことを、あれこれこちらが提言しているんだけど、さっぱり食いつきが悪いですよ。そんな消極的な、ただ頭の中で考えていることを口にしていただけでは、また次は下がるかもしれない。それをそうしないためには、どうしたらいいかということで、ない知恵を絞って、本当に勇猛果敢に取り組んでほしい。

地方創生の話なんですけど、そうですか、地域再生計画は考えていないということを書きましたね。ということは、結局は、最初平成26年度の国の補正予算で得た地域振興の振興券とかいろいろありました、あのとき2,500万入って、それをことし3月に創生加速化交付金、あれが800万入って、じゃ、もうこれで終わりと、地方創生に関する歳入はもうこれで終わりというような話になりますね。

そうすると、3月の議会で述べていたじゃないですか、財政課長はね、もう官民協働の事業なので、協働の仕組みもあわせて検討するというようなことを言っていたし、町長も評価して、数値を出して、広域連携、官民一体とか、理屈づけが難しい事業であるというふうに言っていました。結局、もうこの地域再生計画、地方創生推進交付金を目指した地域再生計画をつくらないということを書いたんだから、もう、じゃ投げちゃったということですね。この事業には取り組まないということですね。

残念な話ですね。町長、我が町にはそういう推進計画をつくる、そして財源を経て、そして創生推進交付金を受けて、事業化を図っていくということはもうしないということなんだけれども、やっぱりそういう能力不足ということになるんですか、結局、取り組めないとい

うことになるんですか。驚きましたね、3月からこの6月までの間に再生計画はつくらない、推進交付金も受けない、受けられない、そういう形での地方創生にしかならないということなんだけれども、これは非常に残念というか、もう失望のきわみですね、これはね。

2回目の質問としていろいろ言ったんだけど、議長、さばいて答弁させて。

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

（公営企業管理者 關村三男君 登壇）

○公営企業管理者（關村三男君） 再質問にお答えします。

先ほど、私の手元にある広尾病院における入院患者数のデータといたしますか、これ24年から26年、後でお渡しすると申し上げたんですが、大島から小笠原までで、やっぱり24年が1,143人、25年が1,200人、26年が1,118人という患者数だという報告でございます。

それで、緊急ヘリにつきましては、さっきはしよったんですけども、町の関係しかわかりませんので、八丈町が24年が30件のうちヘリが21件、40件のうち35件がヘリ搬送、26年が37件のうち36件がヘリ搬送ということで、92件のヘリ搬送の実態があったということ为先ほど申し上げたところでございます。

あと、一番最後の答えについては、僕のほうが答えることじゃないということなんで、町長のほうから答えていただきます。

○議長（土屋 博君） 7番議員、町長に病院と、それから創生事業について、2つを答弁させていただきます。

町長。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） 今、広尾病院の入院患者の数等につきまして、いろいろ睦男議員からあったわけですが、数字の取り方で、入院患者ですから1日とるとというのは非常に難しい部分があると思いますけれども、何しろ、広尾病院の宿泊施設ですか、付き添いの方々の宿泊施設、現在3室で60%ということがありますけれども、私、実際に三宅都議と一緒にこの前視察してまいりました。ヘリポートから施設を全部見てまいりましたが、老朽化しているから建て替えの話が出ているわけですし、今の施設では非常に暗くて、なかなか部屋は広くて風呂もあり、また台所もあり、恵まれているかなとは思っておりますけれども、やはり施設が新しくなれば、当然希望者は多くなると思います。そういう意味で5室が適当なのか、その部分はありますけれども、これも都議会議員の三宅さん等とも十分相談しながら、どれぐらいの数がいいのかという部分は要求してまいりたいと考えております。

また、次の航空運賃の関係ですが、非常にありがたいといえますか、提言をいただいております。その全てに取り組んでいるわけではございませんけれども、やはり取り組むべき項目だと思っております。まず第1は、住民または議会、町、この搭乗率につきまして危機感を持って対応していかなければならないと思っております。そういう意味で一人でも多く、本当に最低の来島者数だったのをどこで食い止めて、それを伸ばしていくかということが一番大事だと思います。一人でも多くの利用率を上げていくということが一番大事かなと思いますので、提言は3月にあったわけですから、なかなか当初予算に反映する部分では見えてこない部分がありますけれども、ぜひ、来年度については提言をもとにした予算組みというのもしていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、地域再生計画ですが、睦男議員が、捉え方の違いだと思いますけれども、航空路を守る取り組みの部分では、現段階では含める考えはないということを財政課長は言っておりますので、この地域再生計画につきましては、今、熱中小学校で上げております。そういう意味で、地域再生計画というのは膨大な資料が必要でして、本当に職員で考える部分では大変な事務負担になります。そういう部分で、熱中小学校の部分を上げて、これが国で認められれば、これに引き続いて何かできるかなという部分は考えていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

そういう部分で答えになるかどうかですけれども、やはり広尾病院のことは本当に重要なことですので、町立病院は日医大との関係が深いわけですけれども、やはり救急へりで行った場合は広尾病院が重要です。ですから、島から安心してそういう場合入院できる病床の確保というのが一番大事かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 7番。

7番議員、残り10分余ですから、答弁を含めて12時で締め切りますので、よろしく願いします。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君） 広尾病院の件ですが、1点、町長、答弁が漏れているんですけども、基本構想検討委員会に島嶼代表を参入できないかどうかを求めたいと、これについては、町村会でも共通の要求になるわけなんだから、島嶼の町村会、あるいは議長だってそうですよ、そこで主導性を発揮して、島の広尾病院に対するいろいろな施策を反映させる方向でやってほしいというふうに言っているんですよ。

やっぱり町長の答弁もそうなんだけれども、救急搬送とかヘリ移送とか、そういう救急的な側面のことしか言っていないじゃないですか。だけれども、救急病院だけとしての利用ではないでしょう。それ以外にもやっているわけですよ。私も知っているんだけど、がんであるとか、あるいは糖尿病であるとか、いろいろ行っていますよ。

だから、そういう方面で広尾病院に対する要求・要望がないのかということを行っているんだけど、その認識は町長も管理者も全然答えていないじゃないですか。それはもう一度答弁してくださいよ。

それから、報告書についてのことなんだけれども、提言をもとにした施策を図っていくと、これはありがたい答弁なんだけれども、管理者が、これは管理者がそういうような答弁をしなければいけないんですよ。だから、あんまり報告書についての読み方が足りないんじゃないの、管理者。町長はそう言っているんだから、提言をもとにしてね、貴重な報告であると、施策化は今後図っていくというようなことを言っているわけですから、そういう方向で報告書についても、いま一度取り組んでもらいたいというふうに思います。

それから、地域再生計画ですね、この地域再生計画は考えていないというふうにさっき言ったんじゃないかったですか、そうじゃなくて、じゃ、2番の地方空港を守るほうを考えていないと、そういう答弁だったの、ああ、そう、ちゃんとそう言った、ああ、そう。じゃ、ごめんなさいね。私はちょっと頭に血が上っていて、そういうふうに聞いていなかったかもしれない。じゃ、それは許してください。

そうですか、じゃ、また地方創生推進交付金についてのどういう条件や要点があるかと、さっき半分ほど言いかけたんだけど、それで議長がストップをかけたので、この問題については、後刻の予算審議の中で質問もしたいというふうに思っています。

では、先ほど言った、漏れていた部分ですね、それと広尾病院が何よりもヘリの搬送とか、あるいは救急病院以外の部分でどのような連携があって、どういう要望をしているのかということですよ。それについてちゃんと教えてくださいよ。

○議長（土屋 博君） それでは、答弁を2人また要望していますので、どちらから先がいいですか。

（菊池議員「議長の裁量で」の声あり）

○議長（土屋 博君） どちらでもいいですか。

管理者、もう一度。

時間になりましたら打ち切ります。

(公営企業管理者 關村三男君 登壇)

○公営企業管理者(關村三男君) 今ご質問の趣旨が、島嶼医療の充実ということでの話に尽きると思うんですが、3番目に答えたとおり、これまで以上に私たちとしては質の高い医療を求めていきたいということと、やっぱりメインが、ヘリ搬送が8割が広尾病院になってございます。あと自衛隊が飛んだりとかで、2割が亀田病院ですかね、そういうところに行っているんですが、そのほかに当然いろんな病気があります。そのときには当然お医者さんの判断で、その診断書を持っていろんな広尾病院との関係を深めながらやっていっているという現状でございますので、何にもやっていないということではなくて、患者さんの状況によって、お医者さんが判断しながら連携を持って進めているということでご理解をお願いいたします。

○議長(土屋 博君) もう一度町長お願いします。

(町長 山下奉也君 登壇)

○町長(山下奉也君) 広尾病院の件につきましては今管理者が答えましたので、そういうことで質の高い医療ということで要望してまいります。

また、そういう要求をどういう形で出していくかという部分では、町村会でも話をしていきたいと思っております。実際、そういう委員会へ私どもが入れるかどうかは別としましても、町村会から都議会議員に上げるとかそういう方法はあると思いますので、そういう部分で考えていきたいと思っております。

また、航空運賃の関係は、国境離島法の関係もございまして、そういう部分でも要求はどんどんやっていきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長(土屋 博君) 残りがありますが、いいですか。もういいですね。

(事務局長「いえ、3回なんで終わりです」の声あり)

○議長(土屋 博君) わかりました。時間ももうあと5分しかありませんが、これにて一般質問は終了いたします。

休憩いたします。

午後1時から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

(午前11時57分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、常任委員会委員の選任について及び日程第8、議会運営委員会委員の選任については、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

経済企業委員会委員と議会運営委員会委員がそれぞれ1名欠員となっております。

常任委員会、議会運営委員会は、ともに任期がことし10月27日までとなっておりますので、それまで新たな委員を選任せず、欠員としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） それでは、書類番号1をお願いいたします。

承認第7号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次の次のページ、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度八丈町一般会計補正予算。

平成27年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,010万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億474万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(菊池正勝君) はい。

平成28年3月31日、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いします。

歳入でございます。款項の補正額で説明いたします。

2 地方譲与税751万3,000円の増、1 自動車重量譲与税214万円の増、2 航空機燃料譲与税353万5,000円の増、3 地方揮発油譲与税183万8,000円の増。

3 利子割交付金、1 利子割交付金250万9,000円の増。

4 配当割交付金、1 配当割交付金185万6,000円の減。

5 株式等譲渡所得割交付金、1 株式等譲渡所得割交付金147万1,000円の増。

次のページをお願いします。

7 自動車取得税交付金、1 自動車取得税交付金1,235万5,000円の増。

9 地方交付税、1 地方交付税1億9,678万7,000円の増。

10 交通安全特別交付金、1 交通安全特別交付金24万5,000円の減。

以上、交付額確定による補正でございます。

13 国庫支出金238万4,000円の減、1 国庫負担金265万6,000円の減、障害者関係負担金の確定額による減額でございます。2 国庫補助金27万2,000円の増、こちらも障害者関係の補助金等の増でございます。

次のページをお願いします。

14 都支出金160万1,000円の減、1 都負担金145万6,000円の減、こちらも国庫負担金と同じように障害者関係の負担金の確定による減額でございます。2 都補助金14万5,000円の減、こちらも障害者関係の補助金の確定額による減額でございます。

17 繰入金9億6,000万円の減、1 基金繰入金9億6,000万円の減、財政調整基金繰入金の減でございます。これによりまして、27年度の基金の繰入額はゼロとなっております。

19 諸収入155万2,000円の増、4 雑入155万2,000円の増、こちらは平成25年の台風災害の公

共施設の建物災害共済金の収入でございます。

以上、歳入合計、補正前の額75億8,464万6,000円、補正額1億2,010万1,000円、計77億474万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2 総務費1億2,100万円の増、1 総務管理費1億2,100万円の増、こちら財政調整基金へ1億円、公共施設整備基金へ2,100万円積み立てするものでございます。これによりまして、財政調整基金の27年度末残高につきましては9億円、公共施設整備基金の27年度末の残高につきましては4億2,100万円となっております。

3 民生費、1 社会福祉費、こちらは財源更正でございます。

14 予備費89万9,000円の減。

以上、歳出合計、補正前の額75億8,464万6,000円、補正額1億2,010万1,000円の増、合計77億474万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） すみません、ただいま読み間違いがございましたので、修正させていただきます。

8 ページ、基金繰入金でございます。先ほど9億6,000万円の減と申し上げましたが、これ9,600万円の減でございますので訂正いたします。どうも申しわけありませんでした。

○議長（土屋 博君） もう一度大きい声で。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 8 ページの17繰入金、先ほど9億6,000万円の減と申し上げましたけれども、9,600万円の減でございます。訂正いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 書類番号の2をお願いいたします。

承認第8号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月21日、八丈町長、山下奉也。

次の次のページ、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,819万円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課主幹（菊池正勝君） はい。

平成28年4月21日、八丈町長、山下奉也。

4 ページをお願いします。

こちらにつきましては、樫立温泉のポンプの復旧に係るものでございます。

歳入でございます。

17繰入金300万円の増、基金繰入金300万円の増、こちら公共施設整備基金を300万円繰り入れております。

以上、歳入合計、補正前の額73億9,519万円、補正額300万円、計73億9,819万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

4 衛生費372万2,000円の増、1 保健衛生費372万2,000円の増でございます。こちらにつきましては樫立向里温泉の改修工事の増額及び今年度予備のモーターを購入する予定であったものを組み替えております。

14予備費、1 予備費72万2,000円の減。

以上、歳出合計、補正前の額73億9,519万円、補正額300万円、計73億9,819万円。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7 番。

ページ数をちゃんと言ってください。

○7 番（菊池睦男君） ページ数は5 ページですが、保健福祉センターにすることだから、ここでいいでしょう。

○議長（土屋 博君） これは専決処分だから、一般会計のほうでもしあれだったら。

○7 番（菊池睦男君） 失礼しました。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第10、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第11、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(菊池正勝君) それでは、ただいま承認いただきました補正予算書の次のページになります。

承認第9号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月28日、八丈町長、山下奉也。

次の次のページ、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,889万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(菊池正勝君) はい。

平成28年4月28日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

こちらの補正につきましては、4月の熊本地震に係るものでございます。

2歳入。

17繰入金70万円の増、1基金繰入金70万円の増、こちらは財政調整基金を繰り入れております。

以上、歳入合計、補正前の額73億9,819万円、補正額70万円、計73億9,889万円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2総務費50万円の増、2企画費50万円の増、こちらにつきましては熊本県と大分県への災害見舞金でございます。

3民生費25万2,000円の増、3災害救助費25万2,000円の増、こちらにつきましては、熊本地震の災害支援として町の職員を派遣した、派遣に係る旅費でございます。現在まで、5月2日から16日に熊本県嘉島町と御船町へ、5月10日から23日に熊本県御船町にそれぞれ1名を派遣しております。

なお、ちょっと町村会との旅費の負担の分が当初の予定と変わりました、一部予備費にて対応させていただいている部分がありますので、よろしく願いいたします。

14予備費、5万2,000円の減。

以上、歳出合計、補正前の額73億9,819万円、補正額70万円、計73億9,889万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） まずもって、平成28年度4月1日に住民課長に異動になりました奥山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、書類番号3番をお願ひいたします。

承認第10号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願ひいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年5月27日、八丈町長、山下奉也。

2枚おめくりいただきたいと思ひます。横になります。1ページとなります。

平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,953万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,861万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成28年5月27日、八丈町長、山下奉也。

2枚おめくりいただきまして、4ページをお願ひしたいと思ひます。

今回の補正の案件でございますが、3月の最終議会においてお願ひした件でございます。

まず、平成27年度の国民健康保険特別会計の収支におきまして不足分、いわゆる赤字分と

ということで、それを埋めるために地方自治法施行令の規定における繰上充用制度を適用いたしまして、繰上充用金により平成28年度の予算から支出し、今回の補正予算額1億4,953万円を計上してございます。

そこで、歳入ということでございますけれども、不足分の歳入予算は雑入で組むということになってございます。雑入ということで1億4,953万円を計上しております。そういうことで、一番下になります、歳入合計、補正前の額15億1,908万8,000円、補正額1億4,953万円、計16億6,861万8,000円ということでございます。

続きまして、歳出ということで5ページのほうになります。

補正予算書に、前年度繰上充用金という項目を設定いたしまして1億4,953万円を繰上充用金として計上してございます。そして支出いたします。

歳出合計、15億1,908万8,000円、補正額1億4,953万円、計16億6,861万8,000円ということになってございます。

今回の補正につきましては、この数字、5月20日の時点での数字の計上となっております。見込みの数字ですので、決算額確定後の不用額に関しましては、9月補正において減額する予定となっておりますので、またその際はよろしくお願ひしたいと思います。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 町長、我が町は繰上充用でやっているわけですが、都道府県単位になったとき、国保がね、町としてどのような対応をとるのか。今からもう少しずつでも返済しておかしいけれども、赤字分を何とか一般会計のほうから今も出しているんだけれども、ちゃんとペイしなくちゃいけないと思うんですけれども、都道府県単位になった場合ね、どのように今考えているのかちょっとお伺いします。

○議長（土屋 博君） 町長、答弁願います。

○町長（山下奉也君） ことしも当初で1億2,000万、平常で8,000万だと十分四、五年でゼロになるかなと思ったんですけれども、やっぱりそれでも毎年増えますんで、ただ、滞納の部分をどうするかというのが、赤字分は補填はできると思うんですけれども、滞納部分についてやっぱり皆さんの理解を得ないとだと思っておりますので、十分その辺は国保運営協議会の中で議論はしていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これ、税務のほうになるのかな。滞納は減っていますか。徴収をしっかりとされていますでしょうか。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 国民健康保険税、5月末でいいますと、滞納部分が、前年度の収納率は26.8%ですが、27年度で32.8%とプラスの6%、収納率は伸びています。

（奥山（博）議員「収納率は伸びている」の声あり）

○税務課主幹（川上明和君） はい。

（奥山（博）議員「頑張って収納してください」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（佐藤真一君） 書類番号4番をお願いいたします。

承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例ということで、条例の改正ページにつきまして13ページもございます。つまんで、省略しましてご説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行となりました。それに伴いまして、町税条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、法人住民税の税率の改正及び軽自動車税における環境性能割の創設であり、そのほか制度改正に伴う所要の条文の整備を講じます。

1番としまして、法人住民税の税率の引き下げ、こちらは第34条の4に関係しますが、平成29年4月1日施行となっております。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の一部を交付税の原資下とするため、標準税率が引き下げられたことに伴う改正となります。法人町民税、現在、100分の9.7を100分の6に引き下げとなります。ただし、道府県民税、こちらのほうも引き下げになるんですが、その同じ割合だけ国税である地方法人税率を引き上げますので、税率の負担の変更はございません。それをもって、国から交付税として後ほど配分されるということになります。

2番としまして、軽自動車税に係る環境性能割の創設。こちら平成29年4月1日施行、条例で言いますと、80条から91条に関するものでございます。自動車取得税の廃止に伴いまして、軽自動車税に環境性能割が導入されることから、課税標準額などの規定の整備等を行うものでございます。取得時にかかる税率は、燃費基準の達成度に応じて、例えば電気自動車は非課税、平成30年燃費基準達成車は1%、ほかは27年が2%、それ以外3%、4段階となります。当分の間は100分の3の税率適用の自家用軽については100分の2に減ずる等の特例措置もございます。

なお、軽自動車税のグリーン化特例も1年間延長されることとなります。こちら、附則16条に係るものでございます。

そのほか、特定一般医薬品等の購入費用を支払った場合の医療費控除の特例、こちらは平成30年から34年ということで、附則第6条に関係するものですが、こちらは30年1月1日施行となっております。所要の経過措置を設けるほか、一部を除き、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） よくわからないんだけど、これ、税金を引き下げたり、上げたりというのがあるんだけど、これ町の税収としては変わらないわけね、一切変わらんと解釈していいわけね、今までと。国から出るから、それは平気ですということだよ。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（佐藤真一君） 町の法人町民税については引き下げというか、減収になりますが、その分、交付税で歳入として措置されるということですので、税収は減りますけれども、交付税としてプラマイがゼロというふうに考えてございます。

（奥山（博）議員「自動車税に関しては、これ自動車やっていない、全然関係ないわけ、そう理解していいわけ」の声あり）

○税務課長（佐藤真一君） 交付税の配分の仕方については、一応、国は交付税で配分するというふうになっておりますが、実際にその金額が、例えば2,500万の法人税割、これの4%、3.7%で、例えば100万円としまして、その分が必ず交付税として算入されているかというものはかるすべは、ちょっと私ども今持っていないんですが、一応、国は交付税で面倒を見るというふうなことにうたってございます。

（奥山（博）議員「交付税は色ついていないからね、しょうがないじゃんね、これね、交付税を見てみないと。主幹は」の声あり）

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） ただいま税務課長が言うようなとおりの答えになっちゃうかなというように思っております。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第13、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第14、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) 書類番号4の一番最後から3ページ目をおめくりください。

承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというので、この内容の中身につきましては2点ございます。

まず、賦課限度額の引き上げというものが1点、あと軽減対象世帯の判定所得の金額を引き上げるものが1点ということで、そこに書いております第2条、第23条という金額の部分を説明させていただきます。

昨年度も改正されておりますが、賦課限度額の引き上げ。国保税の算定におきましては医療分、後期高齢支援分、介護分の3本立てとなっております。その医療分の賦課の限度額のところを現行の52万円から2万円引き上げまして54万円にする。また、後期高齢者支援分を17万円から2万円引き上げまして19万円に改正する。介護分に関しては16万円ということで変更なしでございます。

本条例の改正に伴いまして、今まで合計で85万円の最高限度額であった方は、4万円引き上げられまして89万円になるものということになってございます。

続きまして、23条の中の部分の説明ですが、今度は軽減世帯の判定所得の金額の引き上げでございます。5割軽減の対象世帯の基礎賦課額、これが現在26万円となっておりますが、5,000円引き上げまして26万5,000円になります。また、2割軽減の対象世帯、そちらにおきましては基礎賦課額47万円から1万円引き上げまして、48万円に改正されるというものでございまして、低所得者には軽減の対象枠が拡大されるということで、負担の軽減に配慮するという改正になってございます。

以上で条例改正の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（山下 崇君） すみません、ちょっとお伺いしたいんですけども、賦課限度額が両方合わせて89万となるんですけども、現在国保加入世帯の割合をちょっと教えていただきたいんですけども、最高賦課限度額の世帯と5割軽減、2割軽減の部分でちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） これはことし3月31日現在のものになりますけれども、賦課限度額超過世帯ということで19世帯、5割軽減世帯では187世帯、2割軽減世帯では199世帯ということになってございます。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） ありがとうございます。

かなり国保加入世帯減ってきていると思うんですけども、かなり影響を受けるところは少ないのかなというふうに受けとれたんですけども、今何世帯あって、何世帯国保かわかりますか。社会保険に結構移っちゃっていますよね、わかんないですか、厳しい。まあ、

いいです。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 後ほど調べまして説明いたします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 書類番号5番をお願いします。

報告第2号 専決処分事項の報告について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、支払督促による訴訟について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月1日、八丈町長、山下奉也。

報告第2号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成23年4月から平成27年8月までの未納の住宅使用料103万5,200円並びに督促

費用7,464円について、平成27年9月4日に支払督促にて請求いたしましたところ、債務者より異議の申し立てがあり、通常訴訟に移行しました。当初、10月中旬の裁判を予定しておりましたが、公的機関からの入金を根拠として10月末日までに入金する誓約書の提出がございましたので、裁判の日程を11月以降に延期する手続を行いました。その後、公的機関からの支払いが延びたために、再度1月以降へ延期の手続を行いました。平成27年12月28日に未納の住宅料103万5,200円は入金されましたが、確定延滞金4万8,600円、手続費用7,464円、合計5万6,064円が未納のため、請求の趣旨を変更して、平成28年1月21日に裁判を行いました。被告が出頭しなかったため、確定延滞金及び手続費用の債務名義が決定いたしました。今後は、東京地方裁判所に強制執行の手続を申請してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） 未納期間が23年4月から27年8月ということで、4年以上にわたるのですが、どうしてこのような長い間放置されていたというか、なったのでしょうか。保証人の方ですとかもいらっしゃると思うのですが、その辺どうだったのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） この方については、何度も何度も訪問いたしましてお願いしたところでございますけれども、債権管理委員会ができて、こういう裁判によって回収する方法を本格的にやり始めたのが26年の途中からでございます。こういう形でどうにか回収できたという状況でございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） その間、保証人の方に対しての督促とかはしなかったのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） やっております。ただ、町の方針としまして、まずは本人、本人が完全に納めることができないときは保証人ということでやっております。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 保証人って何のためにいるんですか。4年間って、私が聞いたところによると、3カ月、半年滞納すると保証人のところに連絡が行き、保証人の方に請求されるので、なかなか手がいないというふうに聞いたのですが、私も末吉出身ですので、同じ

部落の方でこういう方がいて、大変申しわけないなと思うのですが、なるべく早いうちに、金額が大きくならないうちにやったほうがいいのかと思うので、ご質問しております。

保証人に対してなぜもっと強くしなかったのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） これまでの徴収の仕方がそのようなことであったということをご理解願いたいんですけども、現在、おっしゃられたように、3カ月以上滞納しますと通知を出して裁判に移行する手続をとっておりますので、27年度の現在で31人の滞納の方がいらっしゃるんですけども、そのうち4カ月以上滞納になる方は1世帯ございまして、その方に関しては今裁判の準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第15、報告第2号 専決処分事項の報告については終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、報告第3号 平成27年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 書類番号の6をお願いします。

報告第3号 平成27年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

平成27年度八丈町一般会計繰越明許費繰越計算書。

こちらにつきましては、平成27年度の予算で設定されました繰越明許費のうち、平成28年度に繰り越す金額を報告するものでございます。

金額につきまして、翌年度繰越額で説明いたします。

まず、総務費、総務管理費、自治体情報システム強靱性向上モデル構築事業1,151万円、情報システムの個人認証、データ持ち出し対策等を強化するもので、国の補助金565万円を

使って行うものでございます。

企画費、旧末吉小学校活用事業1,536万6,000円につきましては、施設の用途変更に係る改修工事、新たな活用方法として山形県高島町と連携し、大人の学習の場の提供に係る講師の来島経費等でございます。この事業につきましては、国の平成27年度補正予算によります地方創生加速化交付金の充当事業でございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業187万6,000円、カード発行に係る負担金でございます。全額国の補助金により繰り越しいたしております。

民生費、社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業5,197万7,000円、こちらも平成27年度の国の補正予算による65歳以上の住民税非課税の方への3万円を給付する事業でございます。全額国の補助金により繰り越しております。

商工費、商工費、フリージアまつり補助金153万2,000円、27年度フリージアまつりの日程のうち、28年度に入ってしまったものに対する補助部分でございます。

土木費、道路橋梁費、一つ橋架け替え工事3,081万円、天候による工期延長によるもので、前払金を除いた工事請負費でございます。繰越額の2分の1を都の補助金により繰り越しております。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、中之郷排水路災害復旧事業74万4,000円、中之郷未認定道路災害復旧事業69万7,000円につきましては、3月中旬の雨による災害の復旧でございます。

以上、1億1,451万2,000円を28年度に繰り越しましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） この民生費、これは世帯主だけのあれ、扶養家族の方にはこれは出ていないですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐、お願いします。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） 世帯主の方だけではなくて、扶養者も対象となれば出ます。3万円が支給されます。扶養者が、課税者に扶養されている方は支給の対象とはなりません。

（奥山（博）議員「世帯主が課税される場合は」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） そのうち、課税されている方に扶養されている方は3万円の支給の対象とならないです。

（奥山（博）議員「ならない」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） はい。

（奥山（博）議員「いろいろ聞かれるから、自分に来ないとかさ。またそれも変な制度だね」の声あり）

○議長（土屋 博君） 全部国都支出金だね、町じゃないんだよね、町一般財源は一つもなし。ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 繰越計算書、これの1に総務費があるでしょう。末小の活用事業なんだけれども、これ加速化交付金だよ、858万というのはね、国からの。一財から670万も支出するの、合わせて1,500万のそういう大きな仕事ということになるわけですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 末吉小学校に関しましては、熱中小学校開校のために行う事業が858万7,000円ということで、こちらにつきましては加速化交付金を充当してございます。そのほかにもあわせて行うハード事業がございますので、その辺につきましては一般財源を使用させていただくということでございます。

○議長（土屋 博君） 納得しませんか。

○7番（菊池睦男君） 確認で聞いただけだから、納得はしますよ。

（「議事進行」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第16、報告第3号 平成27年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、報告第4号 平成27年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告について、企画財政課主幹より説明願います。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） ただいまの繰越明許費繰越計算書の次のページになります。

報告第4号 平成27年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告について。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお願いいたします。

こちらにつきましては、避けがたい理由によりまして、年度内に支払いできなかったものにつきまして繰り越すものでございます。2件ございます。両方とも3月末の天候不良によりまして、年度内に完了できなかったことに伴い、3月末で未完了であった部分を繰り越ししております。

また、両方とも東京都の補助金を受けている事業でございまして、繰り越した部分の補助金は減額となり、全て一般財源で繰り越しております。

まず、農林水産業費、農林業費、小規模土地改良事業橋の沢地区農道整備工事、繰越額は404万6,000円でございます。都の補助金の減額分につきましては、こちらの半分、202万3,000円が減額となっております。

次の消防費、消防費の耐震性貯水槽建築工事その1、繰越額は293万2,000円でございます。都の補助金の減額分につきましては43万7,000円でございます。

以上、697万8,000円を繰り越いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は、農林水産業費と消防費を分けてお受けいたします。

それでは、農林水産業費の質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） これ別に分けなくてもいいと思うんだけども。

○議長（土屋 博君） いろいろあるから。

○10番（奥山博文君） 両方ともなんだけれども……

○議長（土屋 博君） 片一方だけやってください。これだけ、まず。

○10番（奥山博文君） そうすると、後でまた同じ質問することになります。

○議長（土屋 博君） 私が申し上げている消防費は後にしてください。

○10番（奥山博文君） 農林水産業費。東京都に返還するというのは過去にないことだよ、多分、今まで。一般質問に対しては財源がないと、財源が大変厳しいと言いながら、いろいろあったと思うんだけども、ぜひともこういうことがないようにしてもらいたい。東京都の補助金を返済するような、工期がおくれたがために返済がないようにしてもらいたい。

これ、建設業協会のほうへ問い合わせました。なぜこうなっているのかと。上も下もそうなんだけれども、そしたら、町のほうももう少し協会のほうに相談してくれと、自分らも前もって相談があれば、工期おくれがないように注意もできるし、そういうことを言っていますんで、ぜひとも、建設業協会のほうとも、工期がおくれそうな場合というのは密に連絡をとり合ってやってもらいたい。これもったいないよね。本当に財源が厳しい中、東京都の補助金を返済するというのは、それを一般会計から出すんだから。ぜひとも、これだけ気をつけてもらいたい。

どうですか、対応。対応をお聞きしたい。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） ただいま博文議員がおっしゃるとおりでございます。町といたしましても、こちらにつきましては返還という形じゃなくて、交付決定額が変更になったということになりまして、まだ入る前に減額になったということで、解釈としては同じことなんですけれども、よろしく願いいたします。

こちらのほう、町の中でもできればなるべく早期に発注をしようというような話もございますし、もちろん監督体制の強化というところ、町のほうの監督員のほうがちょっと技術不足といいますか、そういう部分もありますので、その辺につきましては施工業者及び協会と連絡を密にして対応していきたいというように考えて、今後こういうことはなるべく防ぎたいということを考えています。

（奥山（博）議員「なるべくじゃない」の声あり）

○企画財政課主幹（菊池正勝君） ただ、これにつきましては、町も施工業者も年度内に完了するように一生懸命やっていたということで、こういう事故繰越しというような形にしておりますので、そのことにつきましてはご理解をお願いしたいところでありまして、今後このようなことがないようにしたいと思います。

繰越制度は法で認められている制度でございますので、こういうふうに事故繰越しじゃなくて、この1個前にやった繰越明許費というような制度を利用しますと、各補助金を出す国や都の繰り越しができる場合がございますので、その辺のことを、繰り越しを全てやめるといふことじゃなくて、早目に手続をとって調整して、こういうふうな事態が起こらないようにしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 10番、いいですか。

（奥山（博）議員「はい、気をつけて」の声あり）

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） 非常に珍しいことですよね、事故繰越しというのは。繰越明許があるのに、こういうことになっちゃってということで、監督側なのか、施工業者側なのか、双方に非があったと思うんですけれども、これだけ見ると、一般財源のほうから減額された分を出すということですから、町に一方的に非があるというふうにとられると思うんですけれども、その後では施工上問題はなかったのか、施工業者側にも、という説明も必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（浅沼 清君） この件につきましては、まず工期が3月25日までの工期でございました。3月17日の時点で舗装を残すのみの状況となっております、あと1週間後には舗装は確実完了するという見込みをしてございました。そこで、また天候不順が続きまして、25日に難しいという時点で判断したときに、31日まで工期延長をいたしました。31日までは恐らく完了するだろうという甘い考えといえますか、見込みのもとに、31日まで待たんですが、その時点での判断がちょっとまずかったと。先ほど主幹が申しましたけれども、31日以前の早い時点で判断をして繰越明許にのっければ、こういう事故繰越しということはなかったかと思えますけれども、その私の判断のミスということで、大変申しわけなく思っております。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） 今の話を聞くと、施工者側のミスということではなく、あくまで発注者側の手続ミスというのが最大の原因だということによろしいですね。

○議長（土屋 博君） 副町長。

○副町長（持丸孝松君） この件に対しては、やはり昔からの慣例というか、大変、3月31日が、長い日にちが続いた関係もあります。そういう関係でいろいろな問題が近年出ましてね。やはり工期はきちんと守ろうということで、これは3月31日ですが、年度途中であっても、10月だったら、10月31日だったら、やはり10月31日をきちんと守る、そういうことでいろいろことしも出ましたし、何年か前もそういうこともありましたんで、建設業協会とも話をしました。今度も話をしまして、やはりこういう問題があったら早目に連絡をとろう。どっち側ということで、町のほうが監督側が悪かったかということもあろうかと思いますが、やはりその思いというのは、3月31日まではできる、その年度で片づけようという気持ちが両方に余りあり過ぎた。でも、現実を見た場合、無理はするなということじゃないですが、早目

の判断をしよう。そういうことで今から取り組みますので、その辺はよろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） しつこいようですけれども、何もなかったわけじゃないんです。こうやって損が出ているわけなんです。出ていることに対して、どっちもどっちだったねということ幕引きするのはどうかと思います。話し合いをしてきちんとやりましょう、守りましょうというのはよくわかるんですけれども、責任はどっち側にこれあったのかということをはっきりしてもらわないと、これ珍しい、非常に珍しいケースですから、説明がつかないんじゃないかと思うんですね。金額が多いとか少ないではないですよ。両方足しても240万、50万ぐらいですか、になりますけれども、もしこれが大きな金額であったらどうするのかということもありますので、しっかりとご回答いただきたいと思うんですけれども、恐らくしにくいかと思いますので、この辺でやめます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○6番（山下 崇君） はい。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 東京都あたりは、国もそうだろうけれども、ペナルティーを科していますよね、業者に対して、指名から外すとか、いろいろやっているわけだけれども、協会との話し合いをさっきやったというだけだけれども、そういう話も出ましたか、そういうことは一切考えないで、これからは気をつけよう。要は仕事を何か所も持っている業者というのは、作業員が多くいればまた別なんだろうけれども、なかなか幾つも仕事を受注しちゃうと間に合わないということがある。そういうんでペナルティー云々かんぬんというのは話、協会と出ましたか。

○議長（土屋 博君） 副町長。

○副町長（持丸孝松君） どちらにしても、やり切れないとかいろいろ、今入札してございますが、今言ったように、業者の関係でもなかなか不調に終わることがいっぱいあります。そういう中でやはり経済効果をやれば、地域で頑張るためにはいろいろこの補助が入ったものは一生懸命やってももらわないといけないのが町の姿だと思います。

ペナルティーというか、やはりそういうことがあれば指名委員会とか、それと情報を共有して、何件か受けていけば当然できないだろうと、そういう関連はします。先ほどの違約金はどうかということであれば、それはやはり中身をもう一回確認しないとなんですが、契約の中でそれはどこがやり切れないときはどうなるんだということは、ちょっとあれですが、

その辺はあろうかと思えます。ですから、町か業者かと、契約の中に何日までというのは当然明記されていると思えますので。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 一般的には、工期まで間に合わなかったら、業者に責任を、違約金という形で請求するという場合もありますけれども、今回のこの2件につきましては、一番最初に申し上げたように、もう避けがたい理由だったというようなことで、こちらのほう判断しておりますので、こちらについてはペナルティーとかそういうような話にはならないということになっております。

6番議員が言われるように、金額、入ってくるお金が少し減ったという状況がありますけれども、こちらは事故繰越しというようなことで報告させていただいている以上、こちら2件とも避けがたい、これはどうしようもなかったというところの判断になっています。これが仮に、3月末ではなかったとして、普通に、天候の状況により工期延長は年度内でしたら普通に行われていることだったでありますので、それと同じような取り扱いということでご理解をお願いしたいということ。ただ、これがよいということではもちろん、ちょっと実害が出てしまったので、よいということではございませんけれども、これにつきましては、ペナルティーをもらうとかというような話にはならないということで、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 農林水産業費の質疑を終結いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、12番議員、小澤一美君の退席を求めます。

（12番 小澤一美君 退席）

○議長（土屋 博君） 続いて、消防費の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

12番、小澤一美君の復席を求めます。

（12番 小澤一美君 復席）

以上で、日程第17、報告第4号 平成27年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告についてを終わります。

（「休憩をとって」の声あり）

○議長（土屋 博君） 20分まで休憩いたします。

（午後 2時05分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（土屋 博君） 住民課長より、6番議員の質問に対して答弁させます。

住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 先ほどの国保の世帯の比較ということなんですけれども、前年の比較で申し上げますと、前年、平成27年4月末現在で、国保加入世帯2,164世帯、人数で3,448人、本年4月末でございますと2,059世帯、人数で3,258人と。前年と比較して申し上げますと105世帯の減、人数で190人の減ということになってございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。質問があれば言ってください。

6番。

○6番（山下 崇君） どうもご回答ありがとうございます。

先ほど、町長が国保協議会でいろいろという話をされたんですけれども、この数字を見るとおり、もう既に加入世帯は全ての世帯のもう半分を下回っているわけですから、一般会計で処分していくしかないと思うんですけれども、住民の理解が得られるように、その部分はしっかりとやっていきたいと思えます。国保協議会だけの問題ではないと思えますので、これは総文のほうも、私委員長をやっておりますので、そちらのほうにも少しお話を早目にしてもらわないと、もう都道府県化目の前に迫っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。答弁は結構です。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

○6番（山下 崇君） はい。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第18、議案第46号 平成28年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 今回の説明に入る前に、先ほど、専決処分の報告、承認について、熊本県の地震の災害派遣についての職員の派遣の日程につきまして、ちょっと書類を読み間違えておりましたので、訂正させていただきます。

先ほど、5月10日から23日と言った部分がありましたけれども、こちら、5月16日から23日の間違いでございます。5月2日から16日に熊本県嘉島町、御船町、5月16日から23日に熊本県御船町に派遣しております。大変失礼いたしました。

それでは、書類番号7をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第46号 平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,309万2,000円と追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,198万2,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(菊池正勝君) はい。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。款と項の補正額で説明いたします。

14都支出金692万4,000円の増、2都補助金402万4,000円の増、こちらにつきましては小規模土地改良事業補助金、こちらにつきましては対象工事の事業費の増による増額、島しょ観光産業活性化支援事業補助金、こちらにつきましてはフリージアまつり関係の補助金の増額でございます。それと社会教育費補助金といたしまして、中学生島しょ体験ショートステイ補助金の増額となっております。

3委託金290万円の増、こちらは東京都教育委員会が指定しました日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成校等に八丈町の学校が指定されておまして、そちらに係る委託金の増額となっております。

17繰入金500万円の増、1基金繰入金500万円の増、財政調整基金300万円、産業振興基金を200万円繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

19諸収入116万8,000円の増、4雑入116万8,000円の増、こちらにつきましては平成25年度分の台風災害の公共施設の建物災害共済金の増、あとは庁舎の施設の電気料の増額でございます。

歳入合計、補正前の額73億9,889万円、補正額1,309万2,000円、合計74億1,198万2,000円

でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらも款項の補正額で説明いたします。

1 議会費、1 議会費246万6,000円の減でございます。こちらは故山口英治議員分の報酬等の補正でございます。

2 総務費364万5,000円の増、1 総務管理費102万8,000円の増、こちらにつきましては八丈町の職員研修、講師派遣委託料100万円、こちらにつきましては支庁等と若手の合同研修をやってございますけれども、それにかかるロジカルシンキングプレゼンテーションの講師派遣の委託料の増額でございます。

その他、文書広報費につきましては、環境局より譲渡される自動車の登録費用等でございます。

2 企画費243万7,000円の増、こちらにつきましては地熱関係の拡大検討委員会の委員謝礼、また旧末吉小学校活用事業といたしまして、末吉小学校の用途変更に係る設計委託料の増額、及び次のページ、熱中小学校関係で熱中小学校の講師のスケジュール管理システムの使用料でございます。

6 農林水産業費703万6,000円の増、1 農林水産業費305万6,000円の増、こちらにつきましては歳入のほうでも少し申し上げました小規模土地改良事業の補助金を受けて行う橋の沢農道整備工事の設計変更による増額でございます。また、鳥獣害対策といたしまして、カラスの捕獲の謝礼を委託料に組み替えております。

3 振興費398万円の増、こちらにつきましては26年度設置予定であった浮魚礁でございますけれども、26年度の繰越明許費の事業で27年度に繰り越して設置を行う予定でございましたけれども、27年度につきましても設置できなかったため、新たに28年度の予算として計上するものでございます。

7 商工費、こちらにつきましては財源更正でございます。

次のページをお願いします。

8 土木費121万円の増、1 道路橋梁費136万円の増、こちらにつきましては町の道路維持管理に使います軽自動車のダンプの購入費でございます。

4 住宅費15万円の減、こちらにつきましては八蔵団地の構造劣化調査委託料の増及び公営住宅建設費における工事請負費等の減額でございます。

10 教育費313万9,000円の増、2 小学校費110万円の増、こちらにつきましては日本の伝

統・文化の良さを発信する能力・態度の育成推進校及びオリンピック・パラリンピック教育推進校、また中学校におきましては、オリンピック・パラリンピック教育重点校、スーパーアクティブスクールの指定校というような形で東京都教育委員会より指定されました事業の増額でございます。

次のページでございます。

3 中学校費180万円の増、こちらは今申し上げたとおりでございます。

5 社会教育費23万9,000円の増、こちらにつきましては夏休みに島外の中学生の体験ショートステイということで、宿泊費・交通費・保険料に係る補助金でございます。こちらは議会運営委員会で、こちらの広報方法をどうするというような話になりまして、私のほうで東京都の広報等と申し上げましたけれども、こちらにつきましては東京都教育委員会を通じまして、都内の中学3年生に直接配布というような形で広報しておるということでございます。訂正いたします。

14 予備費52万8,000円の増でございます。

以上、歳出合計、補正前の額73億9,889万円、補正額1,309万2,000円、合計74億1,198万2,000円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は、歳入、歳出一括でお受けいたします。また、発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 教育関係なんだけれども、歳出でオリンピックのどうのこうの、歳入もあるんだけれども、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業とあるんだけれども、名前はいいんだけれども、11ページ、どのようなことをやるつもりなのか。オリンピック・パラリンピックに関することだとは思うんだけれども、どのような事業をやるか、内容的なことをちょっと教えてもらいたい。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） このオリンピック・パラリンピック教育推進校というのは、1校30万ということで、小学校3校全て、中学校3校全てが一応指定というか、全都内の小・中

学校は全て一応実施するという事になってございまして、中身については、取り組み、4つのアクションということで、まず、オリンピック・パラリンピックの歴史や国際親善や世界平和に果たしてきた役割、あるいはオリンピック・パラリンピックの精神、そういったものを教えるということと、あるいはオリンピック競技、パラリンピック競技、あるいは障害者スポーツに関する取り組みとしましては、オリンピックの各種競技、パラリンピック各種競技や障害者スポーツを体験し、体力の向上を図るということと、また、日本文化、国際理解、交流に関する取り組みとしましては、八丈島の伝統・文化を改めて学ぶとともに、世界の国々の歴史・文化・芸能等の特徴や特性を学ぶということと、もう一つ、4つ目の環境に関する取り組みということで、地球の美化活動、ごみ減量、節電、リサイクル活動を通して環境を守ることの意識を高めるというふうなオリンピック・パラリンピック教育を進めるということです。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 結局、国語だ、算数だ、中学校へ行けば数学だ。どの科目で教えるの、これ。体育でやるのか。これを教える時間帯を増やすのか、教育時間。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） このために教育単位を35単位増やしてございます。

（奥山（博）議員「増やすの」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） また別だけれども、11ページ。社会教育で、中学生島しょ体験ショートステイ補助金があるんだけど、これ別に悪いことじゃない、いいことだとは思いますが、結局、今、島の中学校を卒業して島の高校へ行かないで、いろんなもちろん都合があるとは思いますが、島外の高校へ行く人がおる。まず、そっちのほうをしっかりとやらしてもらいたい。なるべく八高に行ってもらうように。ここ何年か、物すごく多いんだよね、島外の高校に。もちろん家庭内でいろいろあるとは思いますが、八高にせっきゃく園芸科、家政科と特別な科目がある。もう少しそこを高校として宣伝できる、あれだけの施設を持っていてね。そうしないと、これショートステイでどうのこうのやっても、普通科へ行くにしても、普通科はどこでも大して変わらないんだろけれども、せっきゃく園芸科、家政科があるんだから、そういう面で島外から呼ぶんであれば、またいいけれども、何か魅力の発信、八高のいいところを何か出して。

聞くと、野球部は今10人、3年生が卒業すると2人しかいない。そういう状態で、本当に

八高が今危機的状況にある。なるべく島の中学校卒業生が八高に進学するような手だて、それも考えてもらいたいな。島外、島外といっても、島の子が入らないというのが一番問題なんだよね。せっかく島に高校があるのに。そこの手だてを東京都の教育委員会とも相談しながら、何か魅力を発信してもらいたいなと思うんだけど、教育長。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 10名弱、どうしても毎年、この数年出ているということで、まず2つ、今考えています。

まず、八高のほうにも、やはり中学生に向けて中3を対象に学校のプレゼンとか、保護者会のときにやっているというのを、やはり中1からやはり働きかけをしないとだめでしょうということで、八高がこのプレゼンの、ぜひ八高へという、まずその取り組み、中1から学校に出かけてということで、それ八高側と話しています。

あと、十数名出るところも、半分ぐらいは、5名前後は転勤者のご家族と一緒に東京に戻られるという家庭もありますので、あと4名、5名の、そのところを島にどう、八高へ進学するかというのは、先ほど言ったように、中学校側の今度八高の魅力化の中学校でのPR、また八高が出かけてPR、あとは東京都と連携しながら、八高がやはり輝いている、八高に限らず、島嶼の高校がね。生徒は少ないですが、やはり生徒たちは素晴らしいことをやっている。例えばハワイ訪問のああいうプレゼンとか、少なくとも部活でも吹奏楽の金賞を全国でとっているとか、そういうところの魅力発信というところで、それもやはり東京都の高校教育部と相談しながら、八高しかできないような、そういうこともということで、今度いらした千葉校長ともそのところで元気づけるために頑張っていきたいと思います、今そういう話し合いをしている最中でございます。しっかりやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 教育長、園芸科の持っているあの施設、ぜひとも前面に出して、八高の魅力を訴えるようにしないと、団体競技の部活というのは、もう八高も危機的状態ですから、そういうこと、部活は人数が足りなくて廃部みたいなことにならんように、高校とも連携してやってください。お願いします。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 総務費のところでお伺いします。

直接、予算に関係ないんですけども、どんなにいいものでも使い方によってはちょっと

よくないものもあるんですが、町歌は非常にすばらしい内容というか、作品というか、歌かなと思うんですが、これは今17時の、これ時報と言わないんですよね、何と言うんですか、動作確認何とかというんですね、それで使っていて、歌を歌っている歌詞があるものとか、曲があるものとか、曲のものとかあるんですが、島民からもちょっとこれはみたいな意見があるなと思っていたら、旅行者の人がツイッターでそういうのを流していて、あそこで使ったのは町歌を広く皆さんに知っていただくためということだったと思うんですが、今後それ続けるのか、それからどういうふうにするのか、教えてください。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 町歌は、前に町歌をつくるときにもお話をさせていただいたように、つくってつくりっ放しというのが一番よくない話。町民の方に広く末永く親しんでいただく、これを目的にやっているということです。

5時の動作確認の関係は、今いろんなバージョンで試しをやっています。今はちょうどオルゴールバージョンを流しています。前回とかソロバージョンがあったり、それからあと大中のバージョン、それから混声合唱団のバージョンがあったり、今また文化協会にお願いをして別のバージョンをつくるようにお願いはしています。これはもうずっと我々としては継続をしていくということで、あとはいろんなバージョンをつくってから、またいろんな会議、会議というか催し物ですよね、そういったところで流したりとかですよね、より末永く親しみやすく浸透していけるようにしていくというのが我々の方針ということでございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） それでは、一応このまんま継続して動作確認は町歌を利用していくということですね。

（総務課長「はい」の声あり）

○8番（岩崎由美君） わかりました。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 10ページに、さっきのオリンピック・パラリンピックと同じ部分に、日本の伝統・文化の良さを発信するというふうにあるんだけど、合計すると40万なんだけれども、内容はどういう内容で何をするんですか。

○議長（土屋 博君） 報償費の50万。

教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業ということで、こちらのほうは日本のよさということで、こちら八丈の八丈太鼓や黄八丈、あるいはショメ節、八丈方言といった八丈島のすぐれた伝統・文化を積極的に発信し、さらに子供たちに能力をつけさせるというふうな内容となっています。

以上です。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 具体的に、小学校・中学校でそれぞれ20万ずつ、具体的な事業。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） まず、事業内容を見ますと、黄八丈を織元のところで体験交流をしたり、あるいは八丈太鼓ですと、学校に太鼓をたたく講師を呼んで体験交流をやるとか、あるいはまたショメ節についても、学校のほうに、ショメ節の指導体験交流という形で呼んで教えていただくということと、あと1年生の、これ直接的じゃないんですが、事業名としては、これは三原小学校なんですけれども、1年生の児童が八丈高等学校の園芸科、島の園芸科の畑に行って交流するような事業も八丈の島のよさを示す一つの事業だということによってよろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 8ページの総務費なんですが、特別予算化されていないんだけど、今度から選挙権年齢が18歳に引き下げられて、八丈島で18歳と19歳はそれぞれ何人いるのか。その中で、また18歳の中では高校生に相当する人は何人いるのか、その把握はできていますか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 去年9月、山本議員のご質問にもお答えしたと思いますけれども、この参議院の選挙から18歳というところであります。我々、平成10年7月11日、今度選挙が7月10日ですので、平成10年7月11日以前の出生者ということになります。そうすると、今ご質問にあったように、高校3年生のうちといっても、7月11日より前に生まれた高校生までしか対象になりません、というのがまず一つあります。

それからあと、島にいる19歳の方ということになります。去年の時点で山本議員にお答えしたのは、大体40人対象者が増えるであろうというお話をさせていただきました。

今回、その選挙関係の選挙人名簿の登録というのが、この6月21日にされます。6月21日時点で、その人数の確定。当然、19歳といっても八高を卒業した方はほとんど島外に出て

います。今いらっしゃる方がどういう状態かということでの選挙人の名簿の登録をしますの
で、6月21日以降、そういったところの数字が確定されるということでございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（菊池議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 11ページの中学生の島しょ体験のショートステイのことで伺いたい
と思うんですが、先ほどの博文議員の意見と共通とすると思うんですけども、やっぱり八
丈島に八丈高校というすばらしい高校があつて、年々やっぱり生徒が少なくなっていくとい
うことは、本当に悲しいことだなと思っております。それで、島嶼の中でもできるだけ島外
から高校生を島外留学ということで受け入れようということで、ここ何年か町のほうとして
も、教育委員会としても、試行錯誤を繰り返していただいた。来年度からこれが実施される
ということなんですけれども、予算が23万9,000円計上されているんですが、公募はこれか
らされるということで、先ほど企財の課長がおっしゃっていましたが、大体何名ぐら
いを受け入れる予定でいるのでしょうか。来年度、希望者にもよると思うんですけども、
例えば希望者がいなかったり、1人とかということであつたら、それで諦めてしまうのか、
それとも東京都の教育委員会やらほかのところにも声をかけて、できるだけ八高にどうぞと
いうような形で積極的に町としてもそういう活動をしていくのかどうかという、その辺のこ
ともあわせて伺えればと思っております。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この中学生島しょ体験ショートステイにつきましては、予算的に
は3世帯程度、人数的には幅を持たせて15名で予算繰りをしております。中学3年生に、リ
ーフレットを作成しまして、島じまんのときにも配布しましたし、先週、全中学3年生に行
き渡っているということで聞いております。また、中学1、2年生についても、各クラスに
配布をしているということで、申し込みの期限が6月20日までになっているんですが、今現
在、3世帯の方が申し込みをされています。

（水野議員「ありがとうございます。要望ですけども」の声あり）

○議長（土屋 博君） 関連ですか。

（水野議員「関連です」の声あり）

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 要望ですけども、せっかく予算もとれて、そういう方向で教育委

員会としても、町としても進めていこうということですので、何とか何人かでも島外から八丈島のよさを、八高のよさを体験できるような施策をこれからもぜひやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 8ページの、これも予算化されているものではないんですけども、庁舎の相談室って7つありますよね。その7つの利用状況はどんな感じなんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 統計をとっておりませんが、サイボウズという庁内LANで予約できるようになっておりまして、私の感じからして、ほぼ8割方埋まっているかと思われます。ちょっと統計とかまだ正確なものとはっていないのですが。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 一般住民は使えないんですよね、今、使っていないんですよね。7つもあって、使っていない部分もあると思うので、そのうちのひとつとか二つを住民に開放はできないものでしょうか。もし、それできるんだったらいいんですけども、できなかつたら、できない理由を教えてください。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） まず、一般の住民の方に開放するというございますけれども、この相談室は、町の業務執行に当たっての業務に使用させていただくということになっておりますので、住民の方が、例えば町の公園ですとか、そういう関連事業であれば使えますけれども、ただ、自分たちのサークルですとかという会議には、ほかの条例化された会議室等を使っていたきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 条例化された会議室は、具体的にはどこを指すんですか。

○議長（土屋 博君） 具体的に。

建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 富士見公会堂ですとか、あと……

（奥山（幸）議員「商工会」の声あり）

○建設課長（菊池 良君） 商工会の研修室ですとか、あとは公民館ですとかを使っていたきたいと思います。

（奥山（幸）議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） これは8ページ、企画費で、ちょっと勉強不足ですみません。

この地熱利用の拡大検討委員会委員の謝礼が予算化されていますけれども、これ委員はもう決まっていたか、これからですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） こちらの予算につきましては、地熱発電事業の公募に当たっての審査員の旅費または謝礼の金額でございます。今メンバーを固めた関係でこれだけの不足が生じたということでございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これ何人、メンバーなんか全然俺ら知らないけれども。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） メンバーに関しましては、詳細はお答えを差し控えさせていただきますけれども、地熱資源、電気事業、地域貢献等の観点からさまざまな知見者を考えているところでございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

○10番（奥山博文君） 何人か。

○議長（土屋 博君） 何人で。

○企画財政課長（佐々木真理君） 人数につきましても、今の時点では差し控えさせていただきますと思います。

（奥山（博）議員「舛添じゃあるめえし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 企画費のところ、またこれも予算化されているものではないんですが、飛行機に乗った人は、全日空がアジアナとコードシェア便ということでアナウンスがあって、どういうことかなというふうに思っている人がたくさんいると思うんですけども、これアジアナとコードシェアしても、八丈島民にとってマイナスになるようなことはないのかということと、これどういうことかというのをちょっと説明していただければと思います。もしご存じでしたら。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） コードシェアの関係ですか。

(岩崎議員「はい」の声あり)

○企画財政課長(佐々木真理君) コードシェアにつきましては、一般的に共同運航便とされているそうです。ただ、国内線・国際線のちょっと違いがあるようでございまして、八丈路線がアジアナ航空とのコードシェア便というのは、いきなり皆さん飛行機に乗ったことでご存じになったのかなとは思っております。全日空が先日来ていただいたときに、直接これは何ですかということでぶつけさせていただきました。実質上、ANAが持っている座席を複数の航空会社が販売していると捉えてくださいということでございました。特に座席、アジアナに割り当てがあるとかそういうことはなくて、こういうのを売ってくださいと来た場合には提供しているということで、島民にとっても特段影響はないということでございました。逆に、言われたのは、そういった航空会社が八丈路線を大変おもしろい路線だということで、今後の需要喚起につながるということで期待している部分もあるということで設定しているということです。逆に喜んでいいのかなというような話はいただいたところで

(岩崎議員「ありがとうございます」の声あり)

○議長(土屋 博君) 7番。

○7番(菊池睦男君) 8ページの同じく企画総務費の件ですが、先ほど一般質問で質問して、議長からストップがかかった件ですが、地方創生推進交付金の話になるわけですが、先ほども言いかけたんですけども、この推進交付金、再生計画をつくるに当たってはコンペ方式に切り替えられて、昨年度、末吉の熱中小学校でつけられている加速化交付金が推進交付金につながっていくという仕組みになっているらしいですね。

そうすると、再生計画については、2つの事業しか1自治体で応募できないという話だから、そのうちの、1つは、熱中小学校のことについて計画化しているということになるわけですか。

○議長(土屋 博君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐々木真理君) 地域再生計画というか、推進交付金に関しましては、今の国の予算の割り当て上は大体それくらい、その自治体に2事業ぐらいということでありまして、今後の申請状況等によっては変わってくるのかと思っております。

○議長(土屋 博君) 7番。

○7番(菊池睦男君) それで、いつか課長のほうから説明もあったんですけども、3つのタイプがあって、先駆型と横展開型と隘路打開型というのがあるというんですね。先駆型にも

4つの要件というのがあるって、4つの要件を全て満たさなきゃいけないということで自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携という条件がつけられているわけですよ。これについては、町長も非常に意義づけが難しく、計画をクリアするのに大変だというようなことも言うし、課長もそういうことをおっしゃっているわけなんだけれども、本当にそういうものがクリアできて、さらにK P IとかP D C Aサイクル、こういうものもクリアしなくてはいけないということなんだけれども、そうすると一つの事業は熱中小学校、そうするとあと一つは何かということになるわけなんだけれども、では、それは何を考えているわけですか。

それと、この事業を受けるに当たっては、八丈町が出した総合戦略にのってなくてはいけないわけですね。その中から、あと一つしかピックアップできないということになっていくわけですよ。

そういったようなことを考えるときに、今まで町長初め喧伝されてきた事業がどの程度可能になってくるかということを考えるわけなんだけれども、どういうふうに考えていますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 先ほども申しましたとおり、今現在、我々は熱中小学校を中心に一つ地域再生計画をつくっているところでございます。先ほどのご質問でもお答えしたとおり、その他の政策につきましては、今後K P I、いろんな事業の達成状況を見ながら考えていきたいということでお答えをさせていただいたところです。

睦男議員が心配される、一つしかできないということではないんですけれども、総合戦略にのっている施策、これを政策間連携といいまして、幾つかの事業を一つにまとめたものとして出すことが可能ですので、その辺につきましては、総合戦略にのっている事業、より地域再生計画をつくることで効果が発生するということであれば、我々も検討していきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） その申請時期が前半と後半と2回時期があるということなんだけれども、前半っていえば9月になるだろうし、後半は3月だろうというふうになると思うんだけれども、いつの時点で、それを計画を策定するんですか。

あと一つは、先ほども言ったんだけれども、3月の議会では、地域間協定であるとか、民間協定であるとかということで、ぜひプロジェクトはつくってやっていきたいということを課長も町長も言っていたんですよ。だから、そこのところは具体的にどういうふうになるのかということで、一般質問でも聞いたんだけれども、それはやらないというようなことです。

か。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 先ほど私回答したとおり、その他の施策、熱中小学校以外のその他の施策につきましては、今年度から動き始めているところでございます。まだ全然方向性というか、行程表もできてきたばかりでございます。これの状況を見ながら、先ほども言いましたとおり、より合わせることで効果が発現するというのであれば検討していきたいということで申し上げたところです。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 最後に、やっぱり町長、この事業をですね、本当に意欲を持って施策化を図ろうというふうにする決意はあるんですか、最後に聞いておきます。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 先ほども、一般質問のときに言いましたけれども、熱中小学校の、今それをつくっている段階で、それをつくるだけでも、地域間連携とかほかとの連携が非常に難しい部分がありまして、そういうものを申請してみて、それが通れば、それに倣ってあとの事業ができるか、島の中でできるのか、外と連携するのか、そういう部分が非常に難しいんで、書類作成するだけで、もうこれは本当に専門的にこれに当たらないとなかなか事業化というのは非常に難しいです。そういう意味で、今、財政課長がいろいろ考えてはいると思うんですけども、そういう地域間連携とかすごく難しい部分がありますので、事業を進めながら、それと並行して、熱中小学校と並行して考えていきたいということを今財政課長は言っていると思います。

そういう意味で、とりあえず熱中小学校を成功させたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 熱中小学校は、地域創生の推進交付金を受けるまでもなく、それはもう措置化されているわけでしょう。

（町長「違います」の声あり）

○7番（菊池睦男君） 違うの。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 熱中小学校に関しましては、昨年補正予算で対応させてい

ただきました加速化交付金についてはのってございますけれども、新たにこれを基軸に地域再生計画、また推進交付金を受けることで、この先複数年の事業がやれるというような位置づけになっておりますが、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 8ページの、また財産管理費で、シロアリ駆除が出ているんですけども、シロアリ駆除の話ではなくて、アリの話なんですけれども、今の季節すごくどこでもアリで困っていらっしゃる方多いと思うんですけども……

（議長「シロアリじゃなくて」町長「クロアリ」の声あり）

○9番（奥山幸子君） クロアリです。アルゼンチンアリなのかどうかわかんないけれども。

○議長（土屋 博君） ちょっと待って。クロアリじゃなくてシロアリ。

（奥山（博）議員「質問を聞いて」の声あり）

○9番（奥山幸子君） 議長、話を聞いてください。

○議長（土屋 博君） どうぞ。

○9番（奥山幸子君） アリで困っていらっしゃる方が多いんですよ。うちでも困ってまして、たまたまいただいたコイレットを建物の周囲にまいたんですよ。効くんですよ、結構。あれをヤスデの駆除剤として配布しているわけですけども、いただきに行ってもいいんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ヤスデ対策ということでコイレットを配布している住民課としてお答えしたいと思います。コイレットに関しては、現在の目的上ヤスデ対策ということで配布しておりますので、あくまでもこちら側としてはヤスデ対策で申し込みいただきたいと考えております。

（奥山（博）議員「ヤスデが出たことで、取りに行けば」奥山（幸）

議員「わかりました。ヤスデで取りに行きますね」の声あり）

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ページ数は9ページ、観光費で、この予算の関係ではないんですけども、先日、観光協会の総会がありまして、八丈での魅力は何だという話になったときに、やっぱり星空観察をするとか自然体験であるとか、八丈ならではのいろんな食であるとか、そういうことが観光資源になるというお話が出ました。

そんな中、この間の南海タイムスに出たと思うんですが、クロアシアホウドリを八丈小島

で卵をこれから産むだろうなというところで、先日、NHKの取材が入って、支庁のほうとしては一応指導はしたようなんですけれども、現実的にはそれがきっかけに、多くの鳥が早目に出て行ってしまったという現状がありました。また、この春はザトウクジラが出て、町長もいろんなところでテレビに出たかと思うんですけれども、こういった自然の資源を守るというか、これから将来、いつ、クジラも来年来るかもわかんないし、来ないかもわからないけれども、対応の仕方によっては未来永劫八丈で子育てをしてくれるかもしれない。そういうようにやはり早目にそれに対する、今そういうルールが全くない、ガイドラインがないところで、早目にどうしたらいいか、関係機関と話したりしながら、例えば八丈小島に関しては法的な拘束力はないんだけど、やはりもう少し町として、これは町のすばらしい財産であるから、やはり都なりに、こういうことを強く抗議するというか、お話をさせていただきたいなと思っています。

「関係機関と調整の上、検討していきます」という回答ではない回答をお願いしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 検討しますということになってしまうんですが、クジラのほうも、来年度にもまた調査も進めて、そういった情報を分析して、東京都とももちろんクロアシアホウドリの関係もございます、十分連携を密にしまして、まず、自然を大事にということを目標に今後進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 調査をしながらということなんですけれども、実は、やっぱりダイビング事業者だとか船の関係では、今、何のマナーというか、そういうものがない中で動いています。やはりそうなると、中には事故につながることもあるかもしれません。いろんな人に聞いてみると、やっぱり温度差があるんですね。近づいてもいいんじゃないのとか、保護したほうがいいんじゃないのかとか、そういう人たちをやはり早目に、というのはある程度年数がたってしまうと、みんなやる気がなくなるというか、もう今までやってきたんだから、いいじゃないという話になるんですね。小笠原なんかはやっぱり先進地ですので、そういうところのことをまず参考にして、早目の対応をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） もちろん、貴重な観光資源になり得るものというふうに認識してございます。ホエールウォッチング協会等、小笠原進んでおりますので、勉強しまして、関係機関とも連携しまして、努力していきたいと思います。よろしくお願ひします。

（岩崎議員「ぜひ早目をお願いします」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第46号 平成28年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第19、議案第47号 八丈町における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 書類番号8番をお願いいたします。

議案第47号 八丈町における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地形の条件等により従来の条例を適用しがたい道路において、平面線形及び縦断勾配に関する技術的基準が必要となったため、本案を提出します。

1枚書類をめくっていただきたいと思います。

八丈町における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例ですが、改正内

容は、道路曲線部の最小半径と道路の最大縦断勾配について条文を加えるものでございます。具体的には、今回徐行区間改築の特例を設けまして、曲線部の最小半径を11メートル、最大縦断勾配を20%とするものでございます。

この条例は、公布の日から施行させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） これ数字で出されても、全然どのような道路ができるかというのはわかりづらいんだけど、もちろん主幹あたりは承知してやっていると思うんだけど、絶対にこれ事故のないような、立て看板でも何でもつくった後、絶対ここで事故がないような措置だけはとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。これ要望です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第47号 八丈町における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第20、議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 今の議案の次のページとなります。

議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例を改正する必要があるため本案を提出します。

1枚めくっていただきたいと思います。

今回の火災予防条例の主な改正点ですけれども、まず1つ目、燃料電池自動車や電気自動車等次世代自動車の普及に伴う、これらの発電設備や充電設備等の安全性を確保することということで、これは追加の項目となります。

今回のこの改正は、大電力、大体500ボルトぐらいを必要とする急速充電設備、全出力が20キロワットを超えるもの及び50キロワット未満のものに対する規制となります。

現在、八丈町に設置されております、例えば温泉施設だとかタクシー会社などにあります普通充電設備、これについては家庭用電源の100ボルトから200ボルトという、その電力で賄える非常に小さな電力のものでありますので、今回の条例の規定には当たりません。これは、将来、充電施設なんかが、大きな電気を使う充電施設ができたときにこの条例が適用になるという内容になります。

2つ目、平成24年、広島県福山市のホテル火災で死者7名が発生したことを受け、平成27年4月、消防法が改正され、宿泊施設には、面積に関係なく全ての宿泊施設に対して自動火災報知設備の設置が義務づけられました。これは強化された部分であります。これまで延べ面積300平米以上の建物に対しては、消防法により自動火災報知設備の設置義務がございましたが、この消防法の改正により、面積にかかわらず、全ての宿泊施設には自動火災報知設備が義務設置となりました。これまでの規制のなかった既存の宿泊施設に対しましては、平成30年3月31日までの設置と猶予期間がありますので、それまでに全ての施設に設置できるように努力をしてみたいと思っております。

この300平米未満の小規模の宿泊施設に対しましては、例えば住宅用火災警報器のように配線の必要がなく、さらに個々の機器に無線で連動して、1つの部屋で火災が発生した場合、全ての部屋に火災を知らせるというものもあります。

また、総務省消防庁予防課より情報提供として通達をいただいたんですけれども、消防用設備等の設置に係る金融上の処置についてということで、一般の金融会社よりも低い利率で融資を行うという制度があるというふうにあります。

町では、商工会が事務局になっているとのことですので、そういったことも紹介しながら、設置に向けて指導してまいります。

3つ目、防火対象物の管理について、防火管理者なんですけれども、これまで防火対象物に対しましては、自衛消防訓練として火災が発生したことを想定した訓練が義務だったんですけれども、防災意識の観点から火災・地震・その他災害が発生したことを想定した訓練と申ささいということで、ここも強化されました。

そのほか、八丈町火災予防条例の罰則に関する事等も強化されております。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） 八丈町の宿泊人数が、先ほど1日2,200人余りと紹介されたんですけども、この消防法の改正によって、多分後継者のいないところというのはもうやめちゃうんじゃないか。カーテンからじゅうたんからいろいろ相当なお金がかかる。後継者がいなければやめるんじゃないかなという話が相当出ています。

ぜひとも、消防長、いろいろな機材の紹介から、防火カーテンの安く購入できる場所といったらおかしいけれども、島の本当は事業所が一番いいんだろうけれども、先ほど金融面で、多分商工会が窓口になると思うんだけど、そういうものがあるということを各施設に丁寧に教えてください。1日の宿泊人数が減ることになると、いろんな面で影響がありますんで、こういう条例というのは人が死んでからつくるからおかしいんで、本来であれば前もってやっておけば一番よかったんですけどもね。ぜひとも、いろいろなこの条例の改正の中身、全て宿泊施設に丁寧に連絡するようにお願いします。要望です。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですね。

ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） これ全体をざっと見ると、設置義務が相当あるわけなんですけれども、設置義務を怠ったときの罰則規定というのはどういうふうになっていますか。1カ所だけ、10万円以下の罰金に処するという項目もあるんですけども、全体的に見て、罰則規定もない設置基準になっているんですか。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） これは消防法の改正によって設置が義務づけられたわけですから、基本的には違反をすれば罰則の対象とはなりません。

ただ、こちらのほうの目的としましては、例えば平成30年までの猶予期間があって、それ以降、それに間に合わなかったら罰則かという話になってくるかと思うんですけれども、そうではなくて、そうではなくてというよりも、うちのほうとしては、そういった違反对象物をどんどん拾い上げて罰則をしていくことが目的ではなくて、やっぱり宿泊者に安心して泊まっていただけるようにするというのが目的であります。なので、例えば平成30年3月までにどうしても間に合いそうにないとか、なかなかそこまでは厳しいよという場合には、消防のほうに相談をしていただきたい。消防のほうでは、例えばこの期限を少々過ぎたとしても、きちっと計画が立てられていて、それを少々過ぎたとしても、設置の方向に向かっているというのであれば、それはそれでこちらのほうもそういった形で指導していきたいというふうには考えております。

ただ、一生懸命頑張っつけようとする宿泊施設と、それからそうではないところの公平性を保つために、明らかにもう全くこれを無視したような、悪質なところに対してはやはり厳しく対応していきたいというふうにこちらのほうでは考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 最後の67条の2にある、10万円以下の罰金に処する、これに該当するのはどのようなことですか、具体的に。ここに書いているのがわからない、その前の規定を見ないとわからない。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 罰則を与える順番としましては、まず指導から入ります。つけてくださいという形で指導をします。そこを無視してつけようとしなかった場合には、次は警告になります。書面で違反建物ですよということで、書面でしっかりと通知をするというか、警告をします。次に、さらにそれで設置しない場合には命令という形になります、つけなさいという。まだ、八丈ではそういうことはやったことはないんですけれども、例えばホームページにその宿泊施設を公開したりとか、それから出入り口に表記をすると、違反对象物ですといった形で表記をするとか、そういった厳しい処分になります。さらに聞かなければ、告発や罰金という形になっていきます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（菊池議員「よくないよ」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 罰金に処する内容はどういうことですかと聞いたんです。

○議長（土屋 博君） 10万処するんでしょ、10万に。これに違反した場合には、消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） これは、例えば消防設備で、今、自動火災報知設備のことが厳しくなったのでこういうふうに乗っていますけれども、例えば条例だけではなく、もともと設置しなければならないもっと大きな建物、要は消防設備全般に対して義務を怠った場合には全て罰則の対象になるということであります。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（菊池議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 審議に入る前に、日程第21の案件については、地方自治法第117条の規定により、12番議員、小澤一美君の退席を求めます。

（12番 小澤一美君 退席）

○議長（土屋 博君） 日程第21、議案第49号 平成28年度町営住宅整備事業中道団地E棟建築工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の9番をお願いいたします。

議案第49号 平成28年度町営住宅整備事業中道団地E棟建築工事請負契約。

上記議案を提出する。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

平成28年度町営住宅整備事業中道団地E棟建築工事請負契約。

平成28年度町営住宅整備事業中道団地E棟建築工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的 平成28年度町営住宅整備事業中道団地E棟建築工事
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約
- 3、契約金額 金1億918万8,000円
- 4、契約の相手方 東京都八丈島八丈町三根181番地5
有限会社沖山興業
代表取締役 沖山建夫
- 5、支出科目については省略いたします。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本工事の工期につきましては、来年、平成29年1月31日までとなっております。

工事内容につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、建設課長。

○建設課長（菊池 良君） それでは、次のページの図面をお願いいたします。1階平面図になります。

工事場所でございますが、東京都八丈島八丈町三根37の2。建物の構造でございますけれども、鉄筋コンクリート2階建て2LDK4戸、延べ床面積が308.51平方メートルになります。

次のページが2階の平面図、次が立面図になりますけれども、その説明は省略させていただきます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 建て替え工事だと思うんですけども、これは入居する人はもう決定しているわけですか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 当初の計画では、住んでいる方の入居ということでしたけれども、現在、中道団地に住んでいる方は、10号棟4世帯になりまして、これから、このE棟とF棟、G棟あるんですけども、そのE棟以外のF棟かG棟にはその10号棟の4世帯を予定しておりますが、あとは新規の募集になります。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第49号 平成28年度町営住宅整備事業中道団地E棟建築工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

12番議員、小澤一美君の復席を求めます。

（12番 小澤一美君 復席）

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第22、議案第50号 八丈町土地改良事業計画の策定についてを上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（浅沼 清君） 資料の10をお願いいたします。

議案第50号 八丈町土地改良事業計画の策定について。

上記議案を提出する。

平成28年6月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

1枚おめぐりください。

八丈町土地改良事業計画の策定について。

八丈町土地改良事業計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求めます。説明。土地改良事業の開始にあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

事業概要についてご説明いたします。

本事業は、用排水施設等整備事業でございます。今年度から31年度までの事業予定でございます。実施場所は、檜立地域の登立地区、受益面積は7.0ヘクタールとなっております。

次の次のページの計画概要図をごらんください。

現在、農地内に、左に560メートル、右に420メートルの排水路が整備されてございます。左側は、山側からふれあいの湯の駐車場脇へとつながっておりまして、右側は都道から少しありますと相当数のレザーファンのハウスがございまして、そのハウス脇を通っている排水路でございまして、いずれの排水も都道下を横断しまして、黒砂へ向かう道路脇に整備されている河川に排水されております。この2本の排水路につきましては、昭和49年の第二次農業構造改善事業にて整備された鋼製のU型コルゲートでございまして、老朽化が激しく、底が抜けてしまっている部分があるなど、局所的な豪雨の際には排水能力が保てず、土砂や落ち葉などの堆積により、溢水被害が発生しております。今後もさらに懸念されるため、再整備を実施するものでございます。

現在の排水路を全て撤去し、ほぼ現在と同様の大きさのコンクリート製のものにつけ替えます。幅や高さは70センチ掛ける70センチのものから、3メートル掛ける2.2メートルのものまで、場所によってさまざまございます。また、必要に応じてモチノキの植栽も行います。

事業費でございます。2つ、ページの前へ戻っていただきまして、地区概要表の下のようにございます計画の欄をごらんください。

事業費全体で、事業量が延長980メートル、事業費が1億4,144万円となっております。これは平成26年度に実施設計として全体計画を立てたものでございます。

工事内容としましては、水路工、植栽工を含めた本工事、測量試験費、これには測量と実施設計も含まれます。工事雑費、この合算で1億4,144万円となります。28年度で400万円の測量試験、29年度から31年度においては本工事と測量試験を実施しまして、31年度に完了ということになります。

以上で概要説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この写真を見た限りでは、何だか深くて、子供らが遊びに行くような場所ではないかもしれんけれども、相当危険じゃないかなと思うんだけど、大丈夫ですか、ふたしないで。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（浅沼 清君） その辺については、管理面とかで、このコンクリート製のものには一応ふたをかけないで実施する予定もしておりますので、当然注意する看板と、あとは学校等を通じて子供たちに呼びかけ等はしてまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第22、議案第50号 八丈町土地改良事業計画の策定については原案どおり可決いたしました。

◎承認第13号の上程、説明、採決

◎承認第14号の上程、説明、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、議員派遣についてお諮りします。

日程第23、承認第13号と日程第24、承認第14号の議員派遣承認については、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を

求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午後 3時35分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 3時40分)

○議長（土屋 博君） 日程第23、承認第13号 青ヶ島牛祭りについては、4番、山下 巧君と8番、岩崎由美君の2名を派遣。

日程第24、承認第14号 南大東村訪問については、1番、沖山恵子君と、7番、菊池睦男君の2名を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第25、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第25、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、平成28年第二回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月13日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 山 本 忠 志

署 名 議 員 山 下 崇